

平成19年度

包括外部監査の結果報告書及び
これに添えて提出する意見

「高知市文化プラザ」の管理運営に係る財務に関する事務の執行及び財団法人高知市文化振興事業団の出納その他の事務の執行について」

高知市包括外部監査人

公認会計士 小野 和男

目次

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	1
（1）選定した特定の事件	1
（2）包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
（1）選定に当たって	1
（2）テーマの選定	2
4. 包括外部監査の方法（監査要点及び手続）	3
5. 包括外部監査の実施期間	3
6. 外部監査人補助者	3
7. 利害関係	3
第2. 監査対象の概要	4
1. 監査対象施設（かるぼーと）の概要	4
2. かるぼーとの経緯及び名前の由来	5
3. 当初の基本構想	6
4. かるぼーとの建設工事費と財源	8
（1）建設工事費の内訳	8
（2）財源内訳	9
5. かるぼーとを所管・管理運営している組織	10
（1）生涯学習課の概要	10
（2）事業団の概要	12
6. 主要な事業の内容	14
（1）各事業内容	14
（2）事業別の資金の流れ	15
（3）事業団の決算推移	16
第3. 監査の結果及び意見	19
1. かるぼーとの設計・建築について	19
（1）かるぼーと基本構想策定委託コンサルタント選定	19
（2）総事業費について	22
（3）建築施工について	29
2. 施設使用料の設定について	30
3. かるぼーと施設の収支について	33
（1）事業団の収支状況	33

(2) かるぼーとの実質収支状況.....	36
4. 運営費用について.....	49
(1) 委託業務の内容.....	49
(2) 委託の契約方式.....	49
(3) 修繕工事.....	51
(4) 労務管理.....	52
5. 施設の有効利用について.....	53
(1) 駐車場.....	53
(2) エスカレータ.....	53
(3) 自動販売機.....	54
(4) コインロッカーの管理.....	54
6. 管理面について.....	54
(1) 印鑑の管理.....	54
(2) 備品の管理.....	55
(3) 現金・チケットの管理.....	56
(4) その他.....	56
7. 今後の運営方法について.....	57
(1) 事業団の現状.....	57
(2) 事業団の今後のあり方.....	57
(3) かるぼーとの運営責任.....	60
8. むすび.....	61
資 料	63

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

第 1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

「高知市文化プラザ」の管理運営に係る財務に関する事務の執行及び財団法人高知市文化振興事業団の出納その他の事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成 18 年度を監査の対象期間とし、必要に応じて過年度及び平成 19 年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

(1) 選定に当たって

高知市包括外部監査の特定の事件の選定に当たって、高知市の財政状況についてヒアリングしたところ、以下のように非常に厳しい状況である。

歳入面では、景気低迷による市税収入の伸び悩みや平成 16 年度より本格化した国の第一期の三位一体改革による地方交付税等の減少により、財源確保が厳しい状況である。

歳出面では、生活保護費を中心とする扶助費が増加するとともに、これまでの都市基盤整備、防災対策等のための起債に係る元利償還金である公債費も増大し、財政構造の硬直化が深刻な状況となっている。

都市部では 75%程度が妥当とされる財政構造の弾力度を示す経常収支比率は、平成 17 年度末で 92.9%となり、また、平成 18 年度の実質公債費比率は 19.4%と中核市の中でもかなり高い水準にあり、起債許可を得るためには 18%未満に適正化する計画が必要となっている。

さらに収益事業（競輪事業）・駐車場事業・国民宿舎運営事業などの特別会計で多額の累積赤字が生じているとともに、高知市の潜在的な債務である土地開発公社や学校建設公社の借入金も多額であり、財政健全化に向けて待ったなしの状況となっている。

とりわけ、今後の財政収支見通しについて、歳入面では地方交付税の改革の進展により普通交付税や臨時財政対策債は大幅に減少することが予想され、景気回復の地域間格

差の状況から市税収入も大きな伸びが見込めない状況である。また、歳出面では、団塊の世代の退職手当の増大が見込まれ、特に公債費は平成 23 年度をピークに当面の間高い水準で推移する状況である。そのため、実質公債費比率等の財政指標が急速に悪化し、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 ヶ年で、約 190 億円の収支不足が見込まれる状況である。

高知市では、平成 19 年度から 21 年度までの 3 ヶ年を財政再建推進プランの計画期間として、「自立した財政」、「持続可能な財政」、「分かりやすい財政」といった 3 本の取り組み目標を掲げ、見込まれている収支不足額を改善すべく取り組んでいる状況である。

包括外部監査人として、このような厳しい財政状況を目の当りにして、高知市の行政運営において、地方自治法第 2 条第 14 項の「最少の経費で最大の効果を挙げる」ような運営を行っているか、同条第 15 項の「組織及び運営の合理化に努める」ように取り組まれているかといった観点から監査を進めることにより、高知市の財政再建にむけた取り組みに貢献できるよう留意した。

特定の事件の選定に当たっては、起債の償還や維持管理経費が財政の収支に大きく影響を与えることが多いと考えられることから、多額の費用を投じて建設した施設が有効的に利用されているか、また、効率的な管理運営が行われているかという点について、建設当初からの経過も踏まえて検証することにより、今後の行政のあり方に資することをその方針とした。

(2) テーマの選定

「高知市文化プラザ」（以下「かるぼーと」という。）は、市民文化の継承と豊かで個性ある文化の創造を目指して、市民による文化・芸術活動、生涯にわたる学習活動の展開ならびに市民文化の振興に資するために、平成 14 年 4 月に開館している。このかるぼーとの設計・建設費は約 195 億円、平成 18 年度の施設の管理運営費は約 4 億円を要しており、高知市の財政に大きく影響を与えているものである。

平成 18 年度に地方自治法に基づく指定管理者制度が導入されたが、かるぼーとの管理は当初からの委託先である財団法人高知市文化振興事業団（以下「事業団」という。）が引き続き行っており、指定管理のあり方について評価することも意義があると考ええる。

また、かるぼーとは、文化事業、中央公民館事業、まんが館事業などの拠点となっており、マスコミなどに取り上げられることも多く、市民の関心も高いと考えられる。

このようなことから、開館してから当年度で 5 年を経過しており、設置目的に照らし合わせながら、当初の計画どおりの実績を上げ、投資、管理運営コストに見合う効果を上げているかどうかなどを検証することは意義がある。また、最近では「（仮称）総合あんしんセンター」の計画が取り上げられており、施設設計・建設・運営に当たって留

意すべき点を検証することは意義深いと判断し、かるぼーとの運営についてを「特定の事件」として選定した。

4. 包括外部監査の方法（監査要点及び手続）

- ① かるぼーとの建設に当たり、当初計画策定時の検討が十分に行われていたのか。
これについては、平成7年から平成10年ごろの庁内の決裁文書、市議会の本会議及び経済文教常任委員会の会議録のうち、入手可能なものを閲覧した。
- ② 約195億円を費やして建設したかるぼーとの施設について、かるぼーとの計画時の将来収支見込みの検討状況を調査した。
- ③ かるぼーとの施設運営に係るコストに比べてどの程度の効果をあげているか。
かるぼーとの運営に係るコストを委託先である事業団のみならず高知市において執行している分も含めて試算した。
- ④ 現金、チケット、備品などの管理が適切であるかどうか。
事業団の金銭、チケット、備品の管理状況を実地調査し、その管理状況を検討した。

5. 包括外部監査の実施期間

自平成19年7月24日 至平成20年2月29日

6. 外部監査人補助者

公認会計士	榎本浩
公認会計士	谷村利之
公認会計士	堀重樹
公認会計士	瀧上直人
公認会計士試験合格者	藤井謙太

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査対象の概要

1. 監査対象施設（かるぽーと）の概要



【所在地】高知県高知市九反田2番1号

【建物概要】敷地面積：7,201.27 m² 建築面積：6,039.62 m² 延床面積：35,888.86 m²

【規模】地下3階、地上11階+塔屋1階

【構造】鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、鉄筋コンクリート造

【各フロアの内容】 (単位：m²)

内容	フロア	延べ床面積
中央公民館	8階～11階	4,199
市民ギャラリー	7階	3,687
機械室・倉庫	6階	2,248
横山隆一記念まんが館	3階～5階	1,880
ミュージアム・ショップ	3階	30
喫茶店	3階	165
大ホール	2階	4,189
小ホール	2階	616
録音室・スタジオ	2階	87
レストラン	1階	289
地下駐車場	B1階～B3階	11,137
共有面積		7,360
合計		35,888

2. かるぽーとの経緯及び名前の由来

年 月	内 容
昭和 62 年 9 月	市民団体（新文化ホール建設期成会）から高知市長・市議会に建設陳情（平成 2 年 6 月市議会において採択）
平成 5 年 12 月	「市民が自由に幅広く使用できる市民のための展示施設」の建設について、市民団体（市民ギャラリーを作る会）から市議会に対し請願（平成 6 年 3 月市議会において採択）
平成 6 年 9 月	市議会で、九反田地区への文化施設整備を表明
11 月	文化功労者横山隆一氏の記念館設立準備会を結成
平成 7 年 4 月	関係市民団体とのワークショップを開始
8 月	九反田地区再開発については、文化施設を核として市有地を先行活用することで、地元「九反田周辺地区再開発協議会」において大筋合意
9 月	文化施設の内容（ホール 1,000 席、ギャラリー展示面積 2,000 m ² 程度、横山隆一記念館併設）について議会答弁
10 月	（仮称）市民総合文化プラザ基本構想策定のコンサルタント選定のためのプロポーザルを実施
11 月	高知市文化振興ビジョンを策定し、市民総合文化施設建設を明示
平成 8 年 5 月	基本構想策定
6 月	公民館機能を追加した（仮称）市民総合文化プラザ基本構想を市議会へ報告
8 月	（仮称）市民総合文化プラザ建設事業推進庁内プロジェクトチーム編成 （仮称）市民総合文化プラザ建設事業管理運営検討庁内プロジェクトチーム編成
平成 9 年 3 月	基本設計策定
4 月	建設所管として教育委員会内に文化体育施設建設室を設置
10 月	関係市民団体とのワークショップ終了（合計 88 回開催）
平成 10 年 3 月	実施設計策定
4 月	平成 10 年度～平成 13 年度継続費設定 総事業費 190 億円
9 月	建設工事着工（工期平成 10 年 9 月 29 日～平成 13 年 10 月 31 日）
平成 13 年 10 月	建設工事竣工
平成 14 年 4 月	かるぽーと開館

かるぽーとは、平成 8 年度に基本構想策定、基本設計策定及び平成 9 年度の実実施設計策定を経て、平成 10 年 9 月に着工し、工期 37 ヶ月を費やして、平成 14 年 4 月に開館を迎えた。基本部分の構想は、終始施設建設を願う多くの市民とのワークショップによる共同作業で練り上げられたものである。

また、かるぽーとという名前は文化（カルチャー）と港（ポート）の合成語である。建物が文化の風を受けて出帆する帆船をイメージしていること、さらに立地がかつての港に近いことなどから、もっともふさわしいものとして公募総数 769 点の中から選ばれた。

3. 当初の基本構想

かるぼーとの整備の目的、施設内容や事業費などの当初基本構想を平成8年6月21日の経済文教常任委員会に提出された「(仮称)市民総合文化プラザ基本構想(案)」より要約すると以下のとおりである(詳細は、資料を参照されたい)。

(1) 施設計画理念

(仮称)市民総合文化プラザは、「市民のための文化創造、生涯学習の拠点」として、新進、自由の気風と伝統をふまえ(伝統)、太陽と風、風土を最大限に生かし(風土)、人を育て、人にそだてられるような(人)都市および地域の活性化の核となる施設を目指す。

(2) 計画施設の概要と計画理念

下記の4施設を複合するものとして、九反田地区に設置する。

- 市民の舞台芸術文化の発展・鑑賞・交流のための「文化ホール」
- 市民の美術・芸術文化の発展・鑑賞・交流のための「ギャラリー」
- 「まんが」文化発展と横山隆一氏顕彰のための「(仮称)横山隆一記念館」
- 新しい時代の生涯学習活動を展開するための学びの空間としての「公民館」

(3) 運営方針

複合文化施設の運営は、複合施設を総合的に管理運営するためには、個々施設の特長と目的にあった運営方式と、それらを統合する機能的な運営体制を組む必要がある。

(4) 事業費

① 工事費

建設工事、文化ホールの特殊設備、敷地内の外溝・植栽・景観整備、展示工事、マルチビジョンなどの映像・コミュニケーション関係の工事費

② 用地費・補償費

敷地移管費用や、当施設工事による周辺地区への予期せぬ影響の補償費など

③ 調査費

建設設計費・監理費、測量費・地質等調査費、展示設計費・監理費など

④ 事務費

事務経費、竣工式などのオープニング費用、システム構築費用、家具什器備品費用、水道負担金など

⑤ その他

電波障害対策費用など

上記以外にも敷地外周辺整備のための工事に関する諸費用も別途見積る必要がある。

(5) 延べ面積と建設工事費

施設の必要面積を駐車場も含めて約 31,000～33,000 ㎡と設定する。

一般的には、建設工事費の中でも、ホール・劇場にかかる面積単価がもっとも高いとされているが、今回はギャラリー、（仮称）横山隆一記念館とともに施設に対する要望のグレードが高く、単価には大差ないものと考えられる。さらに、当施設のように立体的に施設を統合しているものは、構造上、または機能上（遮音、防振など）予期せぬコストがかかるおそれがある。

このような状況の中で建設工事費を抑えていくには、空間的な無駄を省き、特殊な設備を減らして合理化を図るとともに、容積（床面積）自体を下げる方策を採らざるを得ない。

(6) 今後の課題

① 施設計画について

- ・4つの部門（文化ホール・市民ギャラリー・（仮称）横山隆一記念館・公民館）の独自性を確保しつつ複合のメリットを最大限にいかすこと。
- ・各施設のフレキシビリティを最大限にいかす構造システムとすること。
- ・施設全体をまとまりのある象徴的な表現を持つものとすると同時に、各施設の独自の顔を表現すること。
- ・外部周りは周辺設備と一体化させることを常に意識しながら、堀川も敷地の一部として取り込んだような表現にすること。

② 管理運営計画について

- ・施設のソフト、使われ方、運営方法等は施設計画をおこなう上で大きな条件となるため、施設計画と同時に管理運営計画を進めていくことが重要である。

③ 利用者のニーズについて

- ・各施設の利用者の個々の要望を最大限満足させることに努めつつ、常に全体計画とのバランスの中で柔軟に対応していく。

④ 敷地周辺の整備について

- ・施設のみならず敷地周辺が、九反田地区全体、および高知市全体の位置づけの中でとらえられ、関係部局の協調の下に整備されていくことが必要である。

4. かるぼーとの建設工事費と財源

かるぼーとの建設工事費は、建設費（180 億円）、設計・工事監理・調査費（8 億円）及びその他（7 億円）の合計 195 億円であり、その内訳は以下のとおりである。

（1）建設工事費の内訳

建設費

（単位：千円）

区分	構造・動産明細	金額	合計
本体工事	鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造地下3階地上11階 (建築工事 9,842,427) (電気工事 2,082,324) (機械工事 2,308,800)	14,233,551	14,233,551
据付機械装置	ガレリア（可動屋根・大型回転扉）	186,468	2,359,753
	大ホール（機構・音響設備・舞台照明設備）	1,475,132	
	小ホール（機構・音響設備・舞台照明設備）	218,951	
	その他	479,202	
集合動産	大ホール固定椅子	76,762	655,365
	レストラン（厨房設備・家具）	33,645	
	喫茶（厨房設備・家具）	7,509	
	まんが館展示工事	481,950	
	その他	55,499	
対象外工事	3階庭園植栽工事	7,497	793,263
	茶室造園工事	7,836	
	外構工事	66,643	
	堀川工事	662,680	
	解体撤去工事	48,607	
合計			18,041,932

設計費・工事監理費及び調査費

区分	細目	金額	合計
設計費	構想調査費	4,738	528,998
	基本設計費	85,696	
	実施設計費	409,500	
	まんが館展示実施設計費	19,845	
	堀川緑地実施設計費など	9,219	
工事監理費	工事監理費	247,380	247,380
調査費	地質調査費など	32,894	32,894
合計			809,272

その他

区分	細目	金額	合計
経費	備品購入費	271,091	708,341
	人件費	141,966	
	その他委託費	110,987	
	その他工事請負費	92,147	
	その他経費	92,150	
合計			708,341

総合計

19,559,545 千円

(2) 財源内訳

(1) の 195 億円の事業費のうち、平成 10 年 4 月に総事業費 190 億円で平成 10 年度から平成 13 年度の継続費として予算計上された時の財源は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	地方債	一般財源	その他	支出額
平成 10 年度	824,100	689	-	824,789
平成 11 年度	1,820,600	72,735	62,811	1,956,146
平成 12 年度	5,861,800	385,920	230,364	6,478,084
平成 13 年度	9,626,500	111,600	2,881	9,740,981
計	18,133,000	570,944	296,056	19,000,000

(注 1) その他は、繰越金及び寄付金の合計額である。

(注 2) 地方債には、財政力指数に応じた算入率による交付税措置がある。

5. かるぽーとを所管・管理運営している組織

かるぽーとの財産所管は市長部局であるが、管理運営に関しては、地方自治法の規定により高知市教育委員会生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）が補助執行を行っている。

なお、実際の施設の管理運営については、開館から平成17年度まで生涯学習課が事業団に業務を委託していたが、平成18年度からは事業団を指定管理者として指定している。

(1) 生涯学習課の概要

生涯学習課は、生涯学習の推進、生涯学習施設の整備、文化財の保護等に関することを目的としている。

具体的には、人材ガイドブックの発行や学校余裕教室の開放、文化会館の管理運営、地域公民館での各種事業の実施、かるぽーと活用事業として中央公民館事業や文化祭、事業団の自主文化事業の実施、また、文化財保護として文化財施設の管理運営や埋蔵文化財の調査・発掘等を行っている。

職員数は、課長1名、副参事1名を含む16名である。

①当初予算

生涯学習課の最近3年間の当初予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

費目	17年度当初予算	18年度当初予算	19年度当初予算	3年平均
生涯学習課予算 (A)	884,973	813,831	668,036	788,947
一般会計予算 (B)	131,000,000	127,000,000	124,000,000	127,333,333
教育費予算 (C)	11,149,139	9,319,413	8,786,258	9,751,603
(A)/(B) (%)	0.68	0.64	0.54	0.62
(A)/(C) (%)	7.94	8.73	7.60	8.09

(注) 生涯学習課予算は一般会計予算及び教育費予算の内数を示している。

② 平成 19 年度生涯学習課予算内訳

平成 19 年度の生涯学習課の当初予算の内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

費目	内訳	金額	内容
文化プラザ費	管理運営費他	316,771	指定管理料、各種補助金等
公民館費	各種講座等事業費	85,293	委託料等（かるぽーと分 45,940）
社会教育総務費	職員給与費	190,939	かるぽーと派遣職員の給与 （70,038）を含む
その他社会教育総務費等	その他	75,033	
合計		668,036	

かるぽーとに係る予算は、432,749 千円であり、生涯学習課の予算に占める割合は 64.8%である。

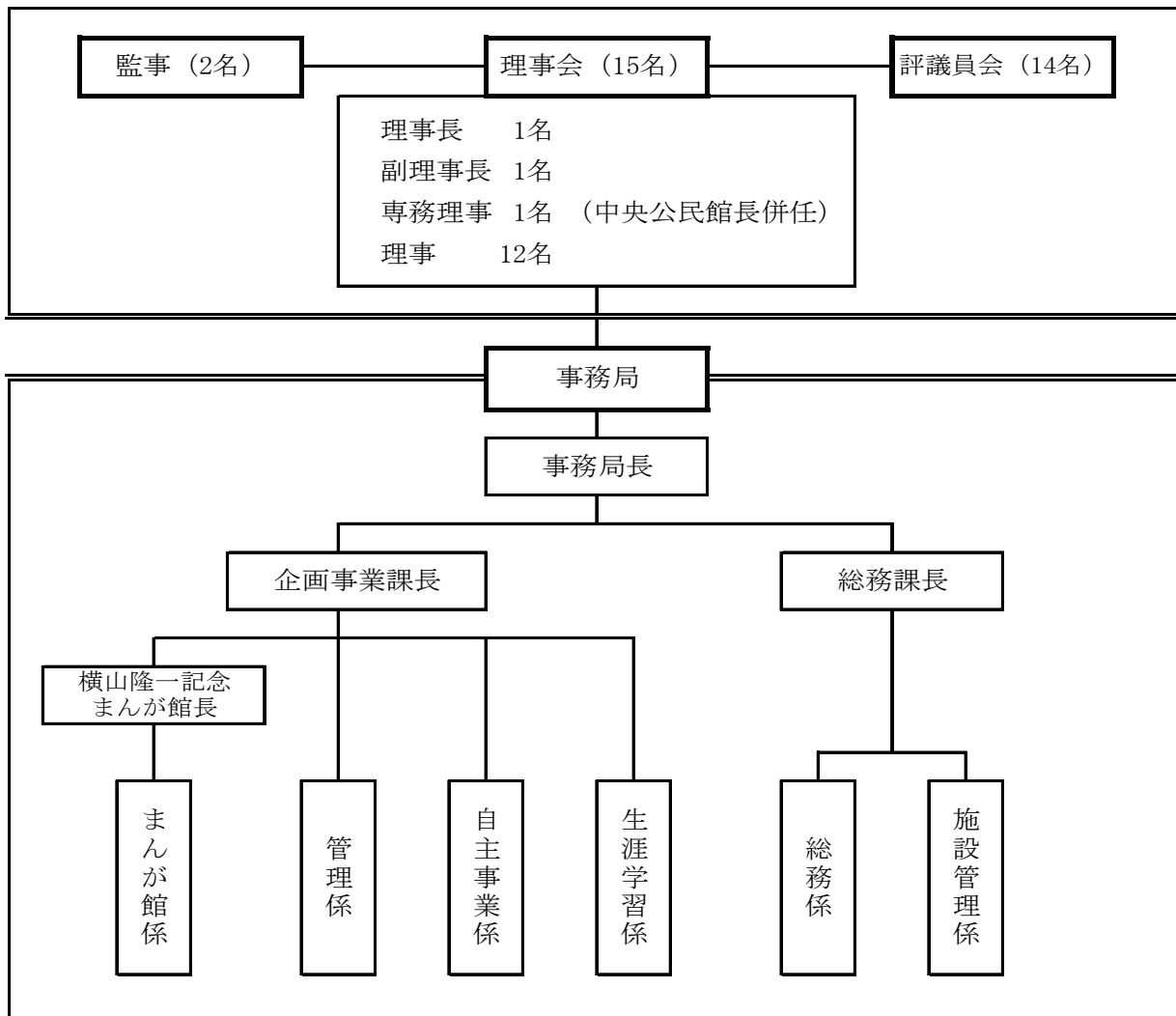
(2) 事業団の概要

事業団は、市民の文化活動の振興並びに市民の幅広い学習活動や学習成果の活用等に資する事業を行い、もって豊かな市民文化の創造と文化的な都市づくりに寄与することを目的としている。具体的には、管理運営業務、自主文化事業、高知市文化祭事業、中央公民館事業、横山隆一記念まんが館事業を行っている。

設立年月日	昭和 59 年 5 月 30 日
所在地	高知市九反田 2-1
基本財産	1,000 万円

① 組織図

平成 19 年 4 月 1 日現在の組織図は、以下のとおりである。



② 職員数

平成 19 年 4 月 1 日現在の職員数は、以下のとおりである。

区分	人数	備考	
高知市派遣職員	11 名	専務理事を含む	
事業団	プロパー職員	14 名	
	臨時職員	8 名	総務課 3 名 企画事業課 5 名 (内まんが館 2 名)
	その他	2 名	まんが館長 施設設備管理者
合計	35 名		

6. 主要な事業の内容

(1) 各事業内容

① 管理運営事業

大・小ホール、ギャラリー、まんが館等の文化プラザ施設及び公民館の利用に関する業務や施設・設備の維持管理、財団管理等に関する業務を実施している。

高知市からは指定管理料、業務受託料及び補助金を、施設利用者からは施設利用料を収受することで運営が行われている。なお、業務受託料や補助金については実質支出額と調整し、不要な差額を契約等に基づき返還している（精算返還金）。

② 自主文化事業

芸術・文化活動を支援するための事業（美術作品コンクール、ミュージカルワークショップ等）、学校や地域と連携した事業（ホリカワアートミーティング、小中学校へのアーティストの派遣等）、音楽鑑賞や舞台芸術鑑賞（子ども音楽会、オペラ公演）等の事業に関する業務を実施している。

高知市等からの補助金と事業に関するチケット売上金により運営が行われている。精算返還金については管理運営事業と同様である。

③ 高知市文化祭事業

高知市文化祭開幕行事、文化祭参加団体への助成、高知市展開催に関する業務を実施している。

高知市からの業務受託料により運営が行われている。

④ 中央公民館事業

生涯学習に関する講座（市民学校、市民講座等）、市民映画会や著名人を講師に迎えた講演会（夏季大学）に関する業務を実施している。

高知市からの業務受託料により運営が行われている。受講者から収受する各種事業に係る受講料等については、事業団が一旦預かり、高知市に収納している。精算返還金については管理運営事業と同様である。

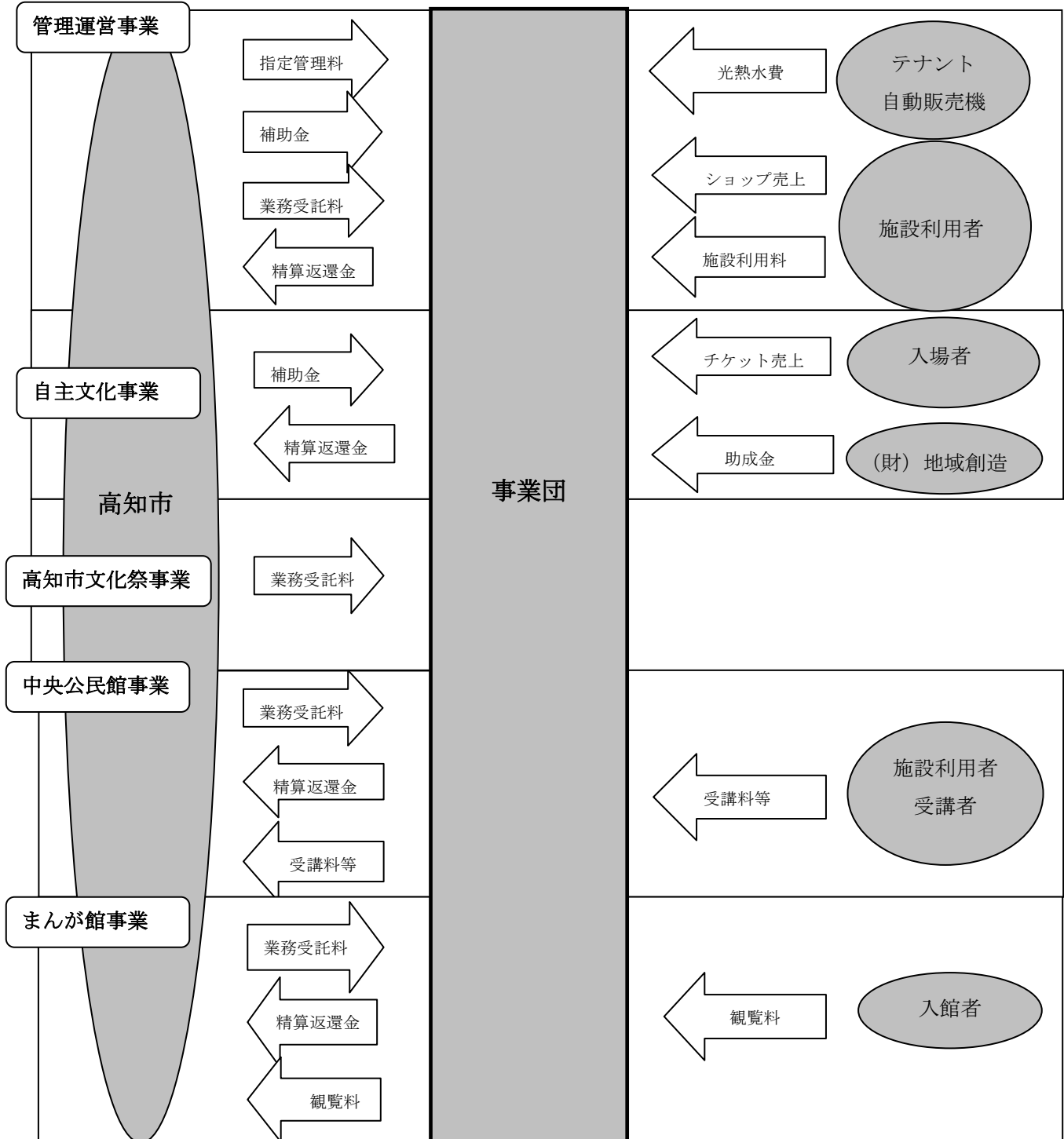
⑤ 横山隆一記念まんが館事業

常設展示、企画展示、調査研究、4コマまんがの募集及び表彰、こうちまんがフェスティバル（まんさい）、まんが体験イベント等の業務を実施している。

高知市からの業務受託料により運営が行われている。入館者からは常設展示の観覧料を中央公民館事業と同様に事業団が一旦預かり、高知市に収納している。企画展示の観覧料は事業団の収入であるが、精算返還金については管理運営事業と同様である。

(2) 事業別の資金の流れ

平成 18 年度の指定管理者制度導入後の事業別の資金の流れは、以下のとおりである。



(3) 事業団の決算推移

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
<収入>					
利用料収入	-	-	-	-	149,281
受託事業収入	505,680	465,978	462,731	431,252	278,568
補助金収入	117,349	41,917	41,422	30,858	47,276
文化事業収入	79,230	40,873	25,592	14,311	13,902
その他収入	17,479	10,586	6,707	4,282	7,709
収入計	719,739	559,356	536,454	480,705	496,738
<支出>					
運営管理費	446,449	419,620	419,608	393,138	409,032
文化事業費	263,672	134,212	113,474	84,945	86,735
その他	8,837	2,961	2,817	2,935	-
支出計	718,959	556,793	535,899	481,018	495,767
<収支差額>	779	2,563	554	▲312	970

(注) 指定管理者制度の導入により、施設利用料が平成 18 年度から利用料収入として事業団の収入に計上されている。

事業団の収入の内訳は、以下のとおりである

① 利用料収入

利用料収入とは、大ホール、小ホール、ギャラリー、スタジオ、中央公民館、駐車場の施設利用に係る収入である。

② 受託事業収入

受託事業収入とは、高知市及び高知市教育委員会からの指定管理者制度に伴う指定管理料や各種の受託事業にかかる業務受託料である。

③ 補助金収入

補助金収入とは、高知市教育委員会の補助金と(財)地域創造の助成金などである。

④ 文化事業収入

文化事業収入とは、自主文化事業のチケット販売収入と横山隆一記念まんが館事業としての企画展等の観覧料収入である。

⑤ その他収入

その他収入とは、テナントの光熱水費やショップにおける商品売上等である。

上記のうち、収入の大部分を占める受託事業収入及び補助金収入の平成18年度の内訳(内容及び金額)は、以下のとおりである。

受託事業収入

① 指定管理料収入

高知市教育委員会からの指定管理料 182,079千円

指定管理業務内容は、以下のとおりである。

- 1) 施設の利用に関すること(使用許可等)
- 2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- 3) 利用料金に関すること(利用料金の徴収等)
- 4) 利用者の安全確保に関すること
- 5) 個人情報保護に関すること

(注)対象施設は、大ホール、小ホール、スタジオ、ギャラリー、中央公民館、駐車場である。

② 文化プラザ管理運営受託収入

高知市教育委員会からの派遣職員の手当を支給 23,368千円

手当の対象となる事業は、以下のとおりである。

- 1) 管理運営事業
- 2) 文化事業
- 3) 中央公民館事業
- 4) まんが館事業

③ 高知市文化祭事業受託収入

高知市教育委員会からの文化祭事業に関する委託料 8,000千円

委託事業の内容は、以下のとおりである。

- 1) 文化祭開幕行事公演事業(創作日本舞踊「土佐風流・螢火」の公演の開催、次年度の開幕行事の準備)
- 2) 文化祭参加行事支援事業(文化祭参加団体の募集、受付等)
- 3) 高知市展事業(出品受付、展示、開催等)

④ 中央公民館事業受託収入

高知市及び高知市教育委員会からの中央公民館事業に関する委託料 39,839千円

委託事業の内容は、以下のとおりである。

- 1) 中央公民館事業に関すること
- 2) 夏季大学事業に関すること
- 3) 高齢者教室事業に関すること(高知市保険医療課受託事業)

⑤ まんが館事業受託収入

高知市教育委員会からのまんが館事業に関する委託料 25,279 千円
委託事業の内容は、以下のとおりである。

- 1) まんが館事業に関すること
- 2) 4コマまんが大賞事業に関すること

補助金収入

① 事業団管理運営補助金収入・文化事業補助金収入・文化活動等助成事業補助金収入

高知市教育委員会からの補助金 37,442 千円

「財団法人高知市文化振興事業団補助金交付要綱」に基づき、市民の芸術・文化の創造及び文化活動の活性化の推進母体としての事業団に、各種文化事業を行うための経費の一部を補助するものである。

なお、補助対象の経費の内訳は、以下のとおりである。

- 1) 事業団の寄附行為に規定する役員報酬及び運営に要する経費
- 2) 事業団の寄附行為に規定する事業の実施に要する経費

② その他補助金等収入

- 1) (財)地域創造からの助成金 7,834 千円

「平成 18 年度公立文化施設活性化支援事業助成要綱」に基づく助成金 (4,074 千円)

「平成 18 年度地域の芸術文化環境づくり支援事業助成要綱」に基づく助成金 (3,760 千円)

- 2) 学校法人龍馬学園からの負担金 2,000 千円

「矢野徳・功兄弟展」開催に係る負担金

事業団の支出の内訳は、以下のとおりである。

① 運営管理費

かるぼーと施設全体の運営管理に要した費用、並びに各文化事業等の人件費を計上。

② 文化事業費

中央公民館事業、まんが館事業、事業団の自主文化事業等を実施するにあたって直接要した経費を計上。

③ その他

平成 14 年度～17 年度は、ショップの運営費を計上。

(注)平成 18 年度は指定管理者制度の導入により、運営管理費に含めて計上している。

第3. 監査の結果及び意見

1. かるぼーとの設計・建築について

(1) かるぼーと基本構想策定委託コンサルタント選定

かるぼーとの基本構想策定委託業務のコンサルタントは、平成7年11月に選定された。その選定過程は、市が指定した複数のコンサルタントに対して、下記の技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）を提示し、各コンサルタントから作成要領に基づいて提案書を提出してもらう方法（プロポーザル方式）によっている。

【 技術提案書作成要領の要約 】

I. 委託業務の概要

1. 業務内容

（仮称）市民総合文化プラザの建設にあたり基本構想の策定を行う。

2. 業務の実施方法

- (1) 業務は、検討された施設構成要素に基づき、敷地及び周辺地域の状況を十分掌握し、この施設建設の趣旨・目的にそった構想案の取りまとめを行うものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、高知市と綿密な連絡・調整を図り、円滑な業務履行に努めること

3. （仮称）市民総合文化プラザの建設の趣旨、目的

市民の芸術文化活動を発表し、また鑑賞する場としての多目的ホール、ギャラリーと併せて横山隆一氏を顕彰し、まんが文化を全国に発信しうる施設として（仮称）横山隆一記念館を複合で建設することで、本市における生涯学習の拠点施設とする。

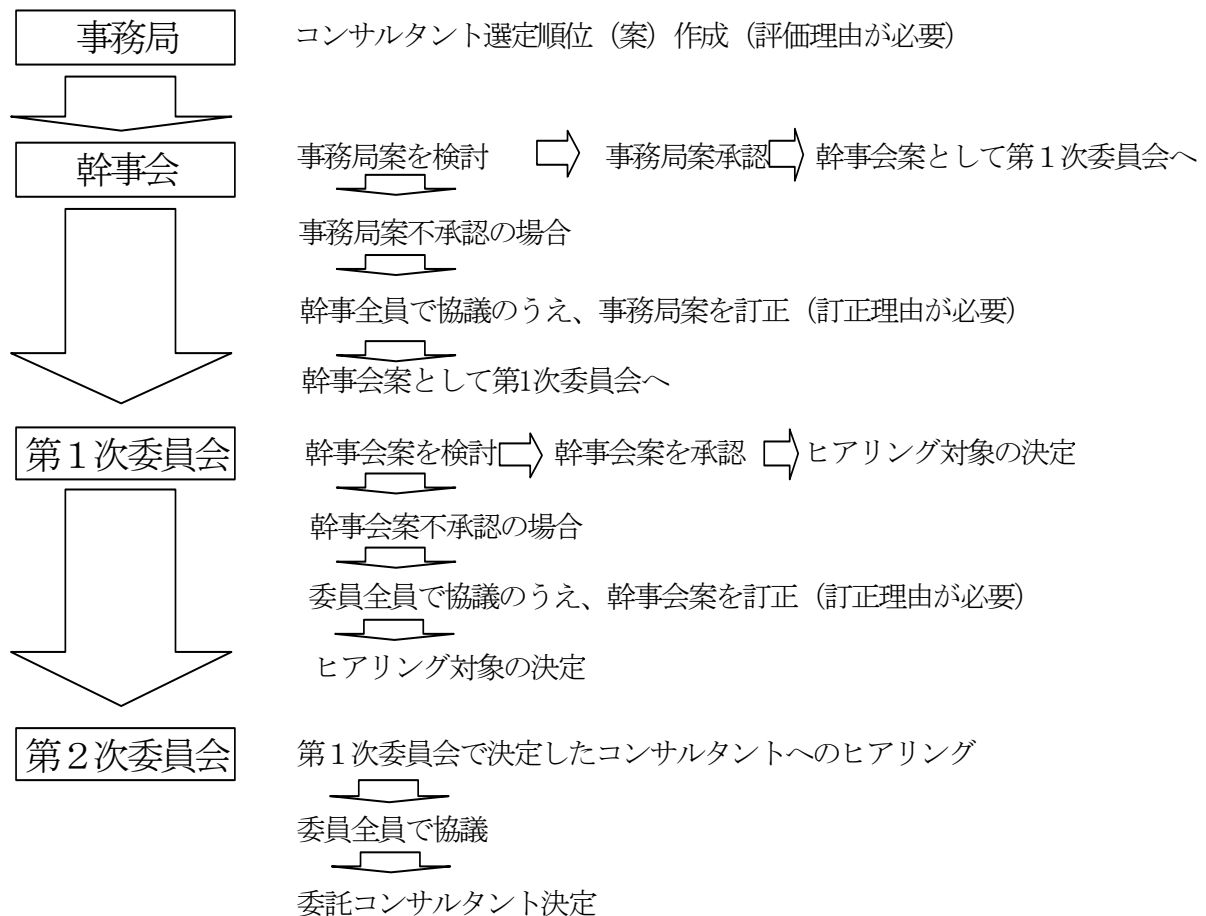
4. 施設規模及び内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の位置 | 高知市九反田 |
| (2) 敷地面積 | 約 7,000 m ² |
| (3) 各施設規模 | 文化ホール 800～1000 席（収蔵庫含む） |
| | ギャラリー 展示面積 2,000 m ² （収蔵庫含む） |
| | （仮称）横山隆一記念館 展示面積 1,500 m ² （収蔵庫含む） |
| | 研修室, 創作室, 事務室等 3,000 m ² |
| | その他附属施設（喫茶店, レストラン, エントランスホール, ピエー等） |
| | 全体延べ面積 18,000 m ² 程度 |
- ※上記以外に駐車場（最低 200 台）を設けるものとし、地下利用の場合は地下一層（自走式）とする。

(4) 事業費	100～120 億円程度 (計画敷地外の周辺整備工事費は除く)
5. 予定工期	平成 10 年度着工 平成 13 年度開館 (全面供用開始)
6. 特記	<ul style="list-style-type: none"> ・参考として位置図をお渡しします。 ・その他、中心地の拠点施設として付加すべき施設があれば容積率許容範囲内で提案して下さい。

委託業者の選定は、特別に組織された選定委員会（「(仮称)市民総合文化プラザ基本構想策定コンサルタント選定委員会」）により各コンサルタントが提出した提案書をもとに第1次審査を行い、評点の高い2社に絞り、第2次審査で2社の提案内容等についてヒアリングを行い、委託業者を選定するという方法によっている。

【 過程 】



この結果、委託先として昭和設計・細木建築研究所が選定されている。

(結果)

最終選考の意思決定の過程について

最終選考の審査については、会議録が作成されていないため、どのような審議を経て最終選考結果になったのか不明瞭である。

結果だけを見ると、第1次審査も第2次審査も同じ結果となっているため、ヒアリング後も同じ評価結果であったとも考えられるが、基本構想策定のためのコンサルタントの選定はその後の事業の方向性に大きく影響するものであることから、意思決定の過程の記録はその審査の透明性を担保するうえでも重要と思われるため、会議録を作成し保存すべきである。

(意見)

① 作成要領の決裁について

作成要領は平成7年9月に市長の決裁を受けている。しかし、その決裁文書を閲覧すると、100～120億円の事業費の財源である地方債の償還額や運営に伴うランニングコストが将来の市財政へ与える影響についての資料は含まれていない。このような100億円を超える大型プロジェクトであれば、たとえ、基本構想の提案を受けるための作成要領における事業費であっても、将来の市の財政見込を十分に考慮した上で、事業の着手に関する意思決定を行う必要があると考える。

なお、別途庁内会議等で検討しているのであれば、その検討過程は意思決定に係る重要なプロセスであるため、その検討内容を決裁文書と一緒に保存し、どのような検討を経て大型プロジェクトがスタートされたのかを明確にしておく必要があると考える。

② 選定委員会の構成について

かるぼーとの基本構想策定コンサルタント選定委員会・幹事会の構成委員はすべて市職員であり、外部の有識者等は含まれていない。今後は、こうした委員会にはできる限り外部の有識者等を含めることにより、意思決定の透明性を確保することが必要ではないかと考える。

(2) 総事業費について

総事業費の増加過程は以下のとおりである。

年月	総事業費	摘要
平成7年9月	100～120億円 (計画敷地外の周辺工事費を除く)	作成要領に提示されている。 選定過程においてコンサルタントは「その他の付加施設を建設すると150億円になる」と明言している。
平成8年2月	140億円	経済文教常任委員会において、公民館機能を上乗せして、今後金額が確定するという前提で報告されている。
平成8年6月	—	公民館機能を追加することについて工事費のみで160億円の市長決裁を受ける(基本設計委託の決裁)。
平成9年2月	170～180億円	経済文教常任委員会において、流動的であるがという前提をおいて報告されている。
平成9年5月	—	実施設計委託について、工事費のみで162億円の市長決裁を受ける。
平成10年3月	190億円	平成10年から13年までの事業費として継続費を予算計上した。

平成7年9月13日に市長の決裁を得た作成要領の事業費は100～120億円であったのが、その後、上記のように事業費が増加し、平成10年度に継続事業費として190億円が予算計上され、最終的には、195億円となっている。

そこで、その増加した過程について、市議会の会議録を閲覧して、市議会では行政側(市)がどのように説明していたのか、また、このような大型プロジェクトはどのような過程を経て意思決定されたのか調査した。

【 100～120 億円の当初事業費の決定及びその増加過程 】

(意見)

1) 委員会の会議録及び決裁文書の保存期限

かるぼーとの建設について、市議会では本会議と経済文教常任委員会により審議されていた。この審議の過程は、会議録を作成して市民に公開されている。本会議の会議録は永年保存であるが、委員会の会議録は10年間の保存期限が設けられていた。また、委員会への配布資料は、特に決裁は受けておらず会議録の添付資料として10年間の保存期限となっていた。

今回の監査に当たっては、平成9年以前の委員会の会議録は保存義務がなく、監査には一定の限界があった。

かるぼーと建設に伴い起債した地方債の償還は長期間に及び、償還期間中はその償還財源調達のために市財政に大きく影響を及ぼすことが想定されるため、当初建設に当たっての議論の過程は市民の関心も高いと考えられる。したがって、最低でも市の財政に影響を及ぼす期間はその原因となった建設時の審議の過程が説明できるように会議録や決裁文書を保存する必要がある。

平成9年以前の記録について、議会事務局が廃棄していないものも一部あったため、可能な限り会議録及び決裁文書を閲覧し、その範囲で監査を行った。

2) 事業費についての意思決定

かるぼーとのような大型プロジェクトは、通常以下のような流れで進められることになる。

①基本構想の段階 → ②基本設計の段階 → ③実施設計の段階 → ④建設工事着手
→ ⑤施設の完成

事業費の算出は、上記の過程の中で以下のように見積もられる。

①基本構想の段階

この段階では、施設建設の必要性や意義を述べ、施設計画や運営方法を検討するとともに事業化に向けての課題等を取りまとめる。

②基本設計の段階

この段階では、施設の機能を決定し、概略的な設計図を作成し、その機能ごとの計画面積及びその面積に㎡単価を乗じた建設工事費を求め、各機能にあった内装や備品などの事業費の概算を算出する。

③実施設計の段階

この段階では、建設工事ができるような詳細な設計図を作成し、その設計図に沿った建設工事費を算出して②の基本設計の段階の事業費を補正する。

このように、事業費は設計の精度に応じて変動することが予定されているものであるが、その段階ごとの増減額について、庁内での決裁を経て、市議会（経済文教常任委員会）に報告し、審議を図るのがあるべき姿と考えられるが、調査可能な範囲で庁内の決裁文書及び経済文教常任委員会の会議録を閲覧したところ、その変動がどのような要因に基づくものなのかを明示した文書は、見つけられなかった。会議録や決裁文書の中でその過程を明示したものを残すようにする必要がある。

3) 特記事項の記載について

作成要領の特記事項において、中心地の拠点施設として付加すべき施設の提案を求めている。その結果、コンサルタントから文化ホールの上層階に付加施設を上乗せする提案（30億円の増加）が提出された。

付加施設の提案を求める場合、事業費の限度を記載しないほうが、提案者の自由な発想でより良いものを提案できるようにも考えられるが、付加施設の内容、設置場所等により建設費が大きく変動することから、事業費の範囲を明示しなければ付加施設に膨大な建設費をかけて立派な提案をすることも可能となる。市の予算は無限にあるわけではないので当然ある程度の範囲を示す必要がある。

かるぽーとの場合、中央公民館を上層階に上乗せする提案を採用し、当初30億円を上乗せして150億円でできる予定が、最終的に195億円まで膨らんでしまったのは、付加施設の建設費に限度を設けず、自由な発想による提案が原因と言えなくもない。

作成要領に明示されている100～120億円の事業費は市長決裁を得ているが、付加施設の実業費も含めた総額で決裁を受け、作成要領にも事業費を明示しその範囲内での提案を受けられるようにすることがあるべき手続と考える。

4) 本会議及び委員会の審議について

平成10年度の当初予算に平成10年から13年度の継続費として190億円の予算が上程された。この予算の審議である3月議会において、下記のようにかるぽーとを含む大型事業の削減額について質問されている。

今回の大型事業での削減額についてお聞きします。

116億円も削減したんだと、執行部はその成果を言いますが、まず明らかにしておかなければならないのは、削減額の比較対象となった査定前の設計費が妥当だったかどうかです。今回の削減額は、施設の1つが見送られたとか、容積を縮小したという目に見えるやり方ではありませんでしたから、余計に不信を感じてしまうのです。積算基準に誤りはなかったのか、設計単価などどう見直しをしてこの結果を得たのか、お聞きします。

この回答としては、下記のように事業費の積算方法や工法などの技術的な面からの答弁を行っている。

今回のプロジェクト事業の見直しでは、財政構造改革前の事業費が高過ぎるのではないかという御質問であったわけですが、これらの当初の想定事業費は、それぞれの基本構想または基本設計に基き、全国類似施設の建設実績額を調査いたしまして、それぞれ建築年度が違いますので、今の建築単価で積算し直したものでございます。

こうして積算いたしました概算額は、いわゆる通常の発注方式をとった場合に必要となります事業費でございまして、これらの概算事業費を、実施設計等事業費を詰めるに当たりまして、設計コンサルタント等と徹底的に分析をし、工法等比較検証や入札方法の工夫によりぎりぎりのところまで圧縮いたしまして、今回継続費を組み、御提案申し上げておるものでございます。これらにつきましては、まだ工事の落札額等を注視しなければならない側面が残っております。

(意見)

この時期の大型事業の予算として、競輪場、東部総合運動場のプール、清掃工場の建設費が計上されていることから、総事業費の削減が強く求められる状況であったように思われるが、かるぽーとについては、削減されるどころか当初からみると190億円まで増加している状況にあった。

また、同じ質問において、なぜ今ある公民館施設（旧中央公民館）を使用せずに、わざわざ40億円もかけてかるぽーとに公民館施設を付け足すのかとあり、行政側は下記のように回答をしている。

市民文化プラザへの公民館の併設につきましては、総合的な文化施設や生涯学習施策の展開を考えました場合に、できるだけ一体的な施設運用が望ましいこと、それから現在の中央公民館と市民文化プラザをそれぞれ別々に開設する場合には、運営面で相当の人員配置が必要となること、また運営費も必要となること、それから県立施設との関係もございまして、これらを総合的に判断して、公民館と文化ホール、ギャラリー等を複合した総合的な市としての文化施設の建設を決定したものでございます。

総合的な文化施設や生涯学習施策の展開を考えた場合に、できるだけ一体的な施設運用が望ましいこと、別々に開設することによる人員配置の面や運営費が高む点を挙げているが、40億円の追加投資をしてまで中央公民館を移設する根拠としては、費用対効果の面からも効果的であることを示す資料は提供されていない。

また、人員配置についても、2階で文化施設の利用に関する受付を行い、8階で公民館施設の受付を行っている。文化プラザと高知県民文化ホールに分かれた場合とそれほど変わりはないと思われる。

説得力のある説明をするならば、一体的な施設運用がどのようなことを意味し、定量的にどれだけメリットがあるのか、現在の運営費に比べて削減効果があり、40億円投資するだけの費用対効果が見込めるのかを具体的に明示する必要がある。

現実にはかるぼーと建設の結果として毎年かなりの管理経費を要しており、当初の目的を達成するためにも、今後は一体化された施設を最大限に生かせるような活用について十分な検証を行い、管理経費の圧縮に努めるとともに、創意工夫を図りながら施設の効果を高める努力をしていく必要がある。

5) 当時の担当者からのヒアリング

かるぼーとの投資効果及び総事業費の増額過程について、担当者からヒアリングを実施した。

(かるぼーと建設の意思決定)

包括外部監査人は、生涯学習課に下記の内容の質問を行った。

- かるぼーとの基本構想を策定する委託業者の募集段階において、作成要領では事業費を100～120億円と見込んでいたが、その投資に対する効果をどのように考えていたのか及びその根拠について
- かるぼーとの当初の仕様は文化ホール、まんが館、展示場であり、事業費は100～120億円あったが、そこに中央公民館や小ホールなどが加わり、結果的に190億円以上の投資を行うことになっている。この増額した意思決定の過程について（だれが、どのように検討して、投資決定を行ったのか）

(結果)

組織再編により、かるぼーとの主管部局が生涯学習課に移管されたが、かるぼーと建設に係る意思決定の過程の資料が作成されていなかったのか、生涯学習課には保管されておらず提示は受けられなかった。この結果、195億円かけて建設したかるぼーとの計画時の検討内容の検証ができず、市の説明責任が果たせなくなっている。

今後、大規模プロジェクトにおいては、基本構想から完成までの金額増加や仕様変更に係る資料を作成し、当該建物がある限り保存しておく必要がある。

当包括外部監査では、生涯学習課から資料の提示がないため、当時、当該事業に専念できる人員を確保するために開設された計画担当課に所属していた担当者の説明を受けた。その内容は下記のとおりである。

【建設の経緯について】

県内には本格的なホール・ギャラリーがなく、昭和 61 年ごろから継続的に市民からの要望が強かった。また、当時は高知県民文化ホールの利用が逼迫していて、市民が満足に利用できない状況にあったことから、平成 6 年 9 月に九反田地区への文化施設整備を行うこととした。

120 億円の投資とその効果について、文化施設という目的からして黒字計上を見込めないことについて当初から認識していた。また、その効果について、金額で算定することは技術的に難しく特に行っていなかった。ただ、当初、議会等では年間来館者数を 40 万から 45 万人と試算していたが、現在は年間 50 万人の来館者数であり、一定の成果を得ている。

【事業費 120 億円について】

作成要領に提示している事業費 100～120 億円という金額は、建設単価 500 千円に建設床面積を乗じるという方法で算出している。当時の近県の文化施設の建設費の調査を行ったが、美術館の建設費よりは安かったと記憶している。建築物の内容については、平成 7 年から延べ 88 回のワークショップを行い、市民の要望を最大限に取り入れて確定した。文化施設は外観が重要視されるため、現在のような形になった。

【公民館を付加した経緯について】

公民館を併設したことについては、公民館と文化プラザを二箇所で経営するのは非効率との意見が多かった。また、当時の高知県民文化ホールの中にある公民館は老朽化しており、かつ、狭かったことから、何らかの対応が必要であった。そこで、大規模改修か新設かの検討の結果、容積率を大きく確保できるため新設することとした。また、夜も利用できる施設とすることで、中心街の賑わいを作ることができる。

【建設費増額の意味決定について】

公民館の併設により、120 億円から 190 億円の建設費を増額することについての意思決定は、計画担当課が検討し、財政課の査定及び市長の承認を経て、議会に諮っている。計画担当課としては、与えられた職務を忠実に執行することが職務であり、具体的には市民の要望を満足するような対応を図ることである。

（意見）

上述のような回答を得たが、計画担当課での職務の中心は市民の要望を満足させるような建築物を建設し、開業準備を行うことであり、建設費の多寡についての検討は職務の範囲に入っていなかったということである。

また、当初の事業費 120 億円を算出した際、美術館の建設費単価より安いということから、適正な金額と判断して事業を始めている。しかし、計画の段階で市民の要望をすべて取り入れ、後年に残るすばらしいものを作るという意気込みはあってもよいが、それを実現するためにどれだけの建設費を要し、市の財政にどれだけの影響を与え、将来世代にどれだけの負担

を強いるのかを検討することが肝要であり、おのずとどれだけの予算の範囲で行わなければならないのかが見えてくるはずである。

建築物についても、文化的な施設はその外観が重要であり、その外観により文化的発想が豊かになり、文化の普及に役立つとの説明を受けた。確かにその通りかもしれないが、中央で分断された明らかに非効率な建物が深く印象に残り、外観にこだわりすぎたように思われる。

バブル崩壊後の平成7年ごろの高知市の財政（約1,160億円の予算規模）は、決して潤沢ではなく、また、産業基盤が弱いため、市税の収入を恒常的に安定確保することは厳しい状況下にあったと考えられる。かるぽーとのような大型施設の建設は、長期間にわたって地方債の償還（元本及び利子）による財政負担が見込まれることから、こうした大型投資に当たっては十分な議論が必要であると考え、このたびの監査においては、資料等の保存年限が過ぎていたり、資料の添付がなかったことなどから、その審議内容を確認できなかったことは残念である。

また、120億円から195億円へ公民館の設置等のために建設費等が増額することになったが、建設費に見合う経済的・文化的な効果が本当に見込めたのか、満足のいく説明は得られなかった。

ちなみに、高知市たかじょう庁舎（7階建て延べ床面積4,612㎡）は、総工事費18億2,000万円で㎡当たり394千円である。仮にこれと同様の形状の建物を公民館として建設した場合、中央公民館の面積（延べ床面積4,199㎡）で計算すると約16億円で済むこととなる。施設の建設時期や施設内容によっても異なり、建設費の計算も正確とはいえないが中央公民館の設置等のために増額した建設費ほどは要しなかったと考えられる。

(3) 建築施工について

かるぼーとは、帆船をイメージして建設されており、地上 11 階のうち 9 階以上のフロアは半円形となっている。また、中央部分はガレリアとして空洞になっている。

以下では、基本構想において、空間的な無駄を省き、容積（床面積）自体を下げるという趣旨に則り、かるぼーとの各フロアが建築面積いっぱい建設された場合を仮定し、想定される有効床面積と実際の延床面積と比較することで、かるぼーとの有効床面積率を算定している。

建築面積 (A)	6,039.62 m ²
想定される有効床面積 (建築面積×14F (地下3階、地上11階)) (B)	84,554.68 m ²
実際の有効床面積 (C) (注)	52,644.86 m ²
有効床面積利用率 (D=C/B)	62.26%

(注) ホールの空間部分も有効面積に加えている。

想定される有効床面積 (B) は、実際の建築面積にフロア数を乗じることで算定しており、実際の有効床面積 (C) は、実際の延床面積である。その結果、有効床面積利用率 (D) は、実際の有効床面積 (C) を想定される有効床面積 (B) で除することにより算定される。

以上により、かるぼーとの有効床面積利用率 (D) は 62.26%と算定され、極めて非効率に利用されていることが確認できる。仮に、外観にとらわれない建物を建設するとするならば、実際の有効床面積 (C) を建築面積 (A) で除することにより、9階程度の建物の建設で済むことがわかった。

(意見)

デザインではなく機能性を考慮して建設した場合、今より確実にコストを抑えることができたはずである。かるぼーとを建設したことで長年の市民の要望に応えることができたが、厳しい財政状況にありながら非効率な施設が建設され、また多額の地方債の発行により、高知市の財政をさらに厳しいものとしたことは、大変残念である。

2. 施設使用料の設定について

ホール、ギャラリー、まんが館及び中央公民館の施設使用料は、平成14年に「高知市文化プラザ条例」、「高知市立公民館条例」で定められている。また、附属設備については、「高知市文化プラザの附属設備の使用料に関する規則」で定められており、受益者である利用者の負担額が明確にされている。

この施設使用料の算出過程について、当時の資料を調査し、その合理性について検討した。

■ ホール使用料

ホール使用料は、全国類似施設、高知県民文化ホール使用料を参考に、当施設維持管理費と使用料収入（見込額）を比較して決定する方針であった。その結果、基準単価（平日日中1時間当たり席単価）を高知県民文化ホールと同額に設定している。

■ ギャラリー使用料

高松市、徳島市、高知県の市民・県民ギャラリーを参考に、ほぼ同程度に設定している。

■ まんが館観覧料

常設展は、一般利用者は400円、中高校生は200円、小学生は100円としている（平成19年度以降、高校生以下は無料に変更している）。

企画展はその都度決めることとしている。

■ 駐車場使用料

自動車種別（軽・普通車等）による区分はなく、最初の1時間を300円、以後30分ごとに150円としている（平成16年以降は、30分ごとに150円としている）。

■ レストラン、喫茶使用料

レストランなどは、行政財産の目的外使用許可によるものとし、既定の財産条例及び公有財産規則を適用している。

■ 中央公民館使用料

中央公民館の使用料は、旧中央公民館の各部屋ごとの単位時間・面積当たりの基本基準額に6.25%アップした額を新中央公民館の基本基準額とし、その基本基準額に各部屋ごとの面積及び単位時間を乗じて算定された額を新使用料としている。この基本基準額は午前・午後・夜間の時間帯別使用区分に差を設けず一定である。

なお、陶芸窯室の使用料は、高知市筆山文化会館の使用料を参考に決定している。

(意見)

(1) 使用料の算出過程

ホール使用料、ギャラリー使用料及びまんが館観覧料は、いずれも建設コストやランニングコストを加味することなく算出されており、発生コストを全て受益者負担により回収することとした場合の使用料は算出されていない。

中央公民館の使用料は、新設ではなく、かるぽーとへ移転することを前提に算出されているが、建設コストを全く無視して、使用料を算出していることは、極めて合理性に欠けている。

市長や市議員などが的確に意思決定するためには、事実に基づいて議案が提出されることが必須である。当中央公民館の使用料についても建設コストやランニングコストを100%受益者負担とするといくらであるか明確にして、市の文化事業という観点から使用料の相当の減額が必要であるならば、いくら減額すべきか明確にする必要がある。

(2) 使用料の審議について

使用料の条例制定に際しては、条例案ごおりの使用料に基づいて施設を運営した場合、その運営費と年間見込利用者からの使用料収入により、市がどれほど負担するのかを明確にしたうえで、使用料条例を検討することを提案する。

これは、使用料を単価の金額だけで審議しても、市財政への影響が見えず、議論がぼやけてしまうからである。したがって、使用料がいくらであり、利用者をどのくらい見込んでいるかを明確にすることにより、市議会における審議も論点が明確になると思われる。

なお、かるぽーと開館時において想定していた財政負担は、以下のとおり運営経費 636 百万円から施設使用料 235 百万円を差し引いた 401 百万円と見込んでいた。

使用料設定に想定していた概算経費

(単位：千円)

項目	金額	合計
【支出】		
光熱費	130,000	
管理業務委託費	220,000	
施設管理費計		350,000
市職員給与	105,000	
事業団職員給与	50,000	
嘱託臨時給与	30,000	
まんが館長給与	6,000	
人件費計		191,000
ホール・ギャラリー事業費	50,000	
まんが館事業費	30,000	
公民館事業費	15,000	
事業費計		95,000
合計		636,000
【収入】		
ホール利用料収入	85,000	
ギャラリー利用料収入	23,000	
ホール/ギャラリー事業収入	30,000	
まんが館利用料収入	22,000	
公民館利用料収入	10,000	
駐車場利用料収入	65,000	
合計		235,000
差引		△401,000

3. かるぽーと施設の収支について

(1) 事業団の収支状況

「平成18年度財団法人高知市文化振興事業団決算統括表」より集計した事業別の収支状況を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

	管理運営 事業	自主文化 事業	高知市文 化祭事業	中央公民 館事業	まんが館 事業	その他	合計
<収入>							
利用料収入	149,281	-	-	-	-	-	149,281
受託事業収入	192,699	3,546	8,000	45,821	28,500	-	278,568
補助金収入	4,721	38,165	-	-	2,000	2,390	47,276
文化事業収入	-	11,382	-	-	1,560	959	13,902
その他収入	5,838	16	-	1,798	33	22	7,709
収入計	352,540	53,111	8,000	47,620	32,094	3,372	496,738
<支出>							
人件費	66,241	23,413	-	16,453	16,624	-	122,733
委託費	177,964	17,241	-	3,717	5,225	46	204,194
その他	108,335	12,455	8,000	27,449	10,244	2,355	168,839
支出計	352,540	53,111	8,000	47,620	32,094	2,401	495,767
収支差額	-	-	-	-	-	970	970

(注) 支出は形態別に表示している。

各支出の内容は、以下のとおりである。

① 人件費

- ・高知市派遣職員の人件費
勤勉手当・時間外手当・通勤手当・管理職手当（基本給等は含まれていない。）
- ・事業団職員の人件費
高知市職員の給与体系の一部を準用している。

② 委託費

- ・ビル管理業務、清掃業務、舞台設備管理業務、受付案内業務、駐車場管理運営業務等の委託料
- ・事業での公演料等

③ その他

- ・講師等に支払う諸謝金
- ・施設の光熱水費
- ・文化祭事業に係る負担金
- ・その他修繕費、消耗品費他

「その他」を除いた各事業の収支差額はゼロとなっている。これは、高知市から收受した業務受託料又は補助金と経費の実際支出額との差額を契約等により返還しているためである。そこで、開館以来5年間の返還額を提示すると、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予算額	726,100	618,753	577,551	535,550	409,050
実績額	623,029	499,954	496,005	456,904	316,010
返還額	103,070	118,798	81,545	78,645	93,039
対予算比(%)	14.2	19.2	14.1	14.7	22.7

(注1) 予算額は、当初予算に補正予算を加味して算出

(注2) 対予算比は、予算額に対する返還額の割合

(意見)

上記のように、予算額に対して実際支出経費が大幅に下回っていることから、多額な返還金が毎年度発生している。これは、予算として高知市から收受している業務受託料や補助金が各種事業の運営規模に見合った金額ではなく、相当過大であることが考えられ、予算額が経費削減等の目標値としての機能を果たせるようには設定されていない。そのため、事業団にとって支出経費の適正水準が把握できず、過大に設定された予算額を超えない範囲で支出を行うことが最終目標となってしまう恐れがある。

また、本来設定すべき予算額としては、高知市の財政状況に見合った額である必要があり、財政状況に問題を抱える高知市の現状を考慮すると、上記のような多額な返還金が生じている限りにおいては、その設定額に合理性は見出せず、いかなる検討を経て当該金額に至ったのか疑問が残る。このような過大な返還金が毎年度発生しているということは、十分にその発生原因の分析が行われていない恐れがある。

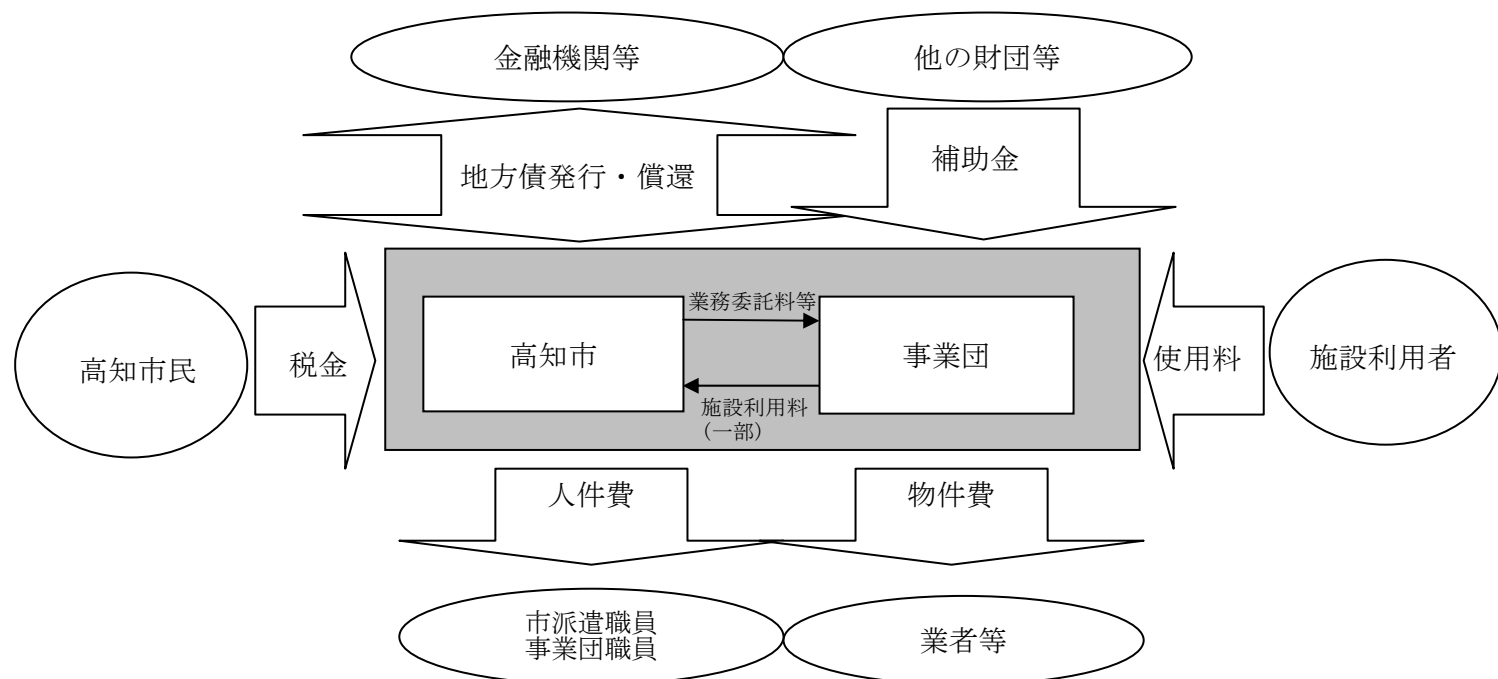
高知市との事業委託契約書等において、実際支出額が業務受託料を下回った場合には当該差額を市に返還しなければならないことになっているが、その内容は事業団による効果的かつ効率的に文化施設を運営するという方針に対して、むしろ逆の効果をもたらしているといえる。つまり、事業団が予算の範囲内で業務の運営を行っている限り、現状の経営状況が問題として浮かびあがる可能性は乏しく、また、事業団の経営努力へのモチベーションを低下させる要因にもなっている。

事業団が受託業務の運営を効率的に行っているかどうかを判断するためには、業務受託料の設定に当って、業務内容やそれに要する費用について十分検討を重ね、より精緻なものとして決定する必要がある。精緻な業務受託料と事業団の実際の運営費との差額である剰余金は、事業団の努力による節減額であるので返還を求めず事業団の留保利益として認め、事業団が一定の裁量のある経営を行い得る環境整備が必要である。

(2) かるぼーとの実質収支状況

事業団の収支計算書では、高知市からの業務受託に係る売上金や高知市派遣職員の人件費の一部などが考慮されていないので、高知市を含めたかるぼーと事業に係る実質的な収支状況を算出することとした。

かるぼーと事業に係る実質収支状況を図示すると、以下のとおりである。



(実質的支出)

かるぼーとの運営に係る実質コストは、事業団のみならず高知市からの支出も含めて算出する必要がある。

そのため、「収支計算書」の事業団から支出している経費に加えて高知市が負担している以下の4つの重要な支出項目を考慮することとする。

- A：派遣職員人件費（条例の定めにより高知市からの派遣職員の基本給、期末手当、扶養手当及び共済費の一部は高知市が負担することとなっている。）
- B：工事費（50万円以上の修繕費は高知市の負担で工事が実施されることとなっている。）
- C：地方債利息負担額（かるぼーと施設の建設財源の大部分をしめる地方債の償還利息は高知市が負担している。）
- D：地方債元本償還負担額（かるぼーと施設の建設財源の大部分をしめる地方債の償還元本は高知市が負担している。）

上記を加味したかるぼーとの過去5年間の実質的収支状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
<実質的収入>					
・受益者負担額	272,704	231,716	197,922	177,317	190,894
・助成金及び寄附金	400	7,942	8,149	5,207	9,834
実質的収入計	273,104	239,659	206,071	182,524	200,731
<実質的支出>					
・財団支出経費	718,959	556,793	535,899	481,018	495,767
・派遣職員人件費 A	87,086	85,742	85,876	83,551	70,038
・工事費 B	-	注 3 16,279	-	2,058	-
・地方債利息負担額 C	158,873	156,850	146,242	131,145	119,518
運営支出計	964,918	815,664	768,017	697,772	685,323
実質運営収支	▲691,814	▲576,005	▲561,946	▲515,248	▲484,592
・地方債元本償還負担額D	121,429	514,426	751,450	688,971	688,971
実質的支出計	1,086,347	1,330,090	1,519,467	1,386,743	1,374,294
<実質収支> (市民負担額)	▲813,243	▲1,090,431	▲1,313,396	▲1,204,219	▲1,173,563
市民人口 (人)	334,325	334,974	335,861	333,484	332,268
市民一人当たり負担額 (円)	2,432	3,255	3,910	3,611	3,531

(注 1) 受益者負担額は施設利用者より施設利用料及び受講料等の金額を計上している。

(注 2) 地方債元本償還負担額及び地方債利息負担額は、元本償還額及び償還利息からそれらに見合う交付税支給額を控除した金額である。なお、控除している交付税支給額は償還元本及び償還利息に交付税支給割合を乗じて概算にて算出している。また、償還元本及び償還利息は、181 億円の地方債起債額の年度ごとの元本償還額及び利息支払額に基づいている。

(注 3) 1 階トイレの新設工事

(意見)

事業団の作成する収支計算書のみでは、市の派遣職員の人件費や地方債の償還元本負担額等が考慮されていないため、実質的な収支状況は把握されていない。

上表より、かるぽーとのために市民一人当たり 2.4 千円から 3.9 千円の負担となっている。毎年度の収支状況も大幅な支出超過 (8.1 億円～13.1 億円) となっており、高知市の財政に重くのしかかっている状況にある。

このような当初想定していたよりも大幅な支出超過の状況にあるにも関わらず、高知市においては、収支状況をより改善し、市民の負担額を軽減しうる十分な施策も実施されていない。

収支状況を改善するためには、各種施設の利用率を改善するための改革案を策定することが必須であり、一方で積極的な経費削減を行う必要がある。特に利用率の改善については、より市民にとって魅力のある企画を立案し、また、施設の魅力を積極的に宣伝する活動も必要である。

さらに、事業団では一定事業ごとの収支管理を行っているが、いっそうこれを厳格に検証していく必要がある。そのことにより、翌年度以降の事業の実施や場合によっては使用料の見直しも検討する必要がある。

高知市の財政を考えれば、受益者負担額を考慮し一方経費の節減を行うことで、市民一人当たりの負担額を軽減することが必要である。今後においては、実質的な収支状況を把握し、運営方針等について適時に検討していくことが必要である。

(3) 施設の稼働の現状分析

1) 中央公民館の部屋単位での稼働状況

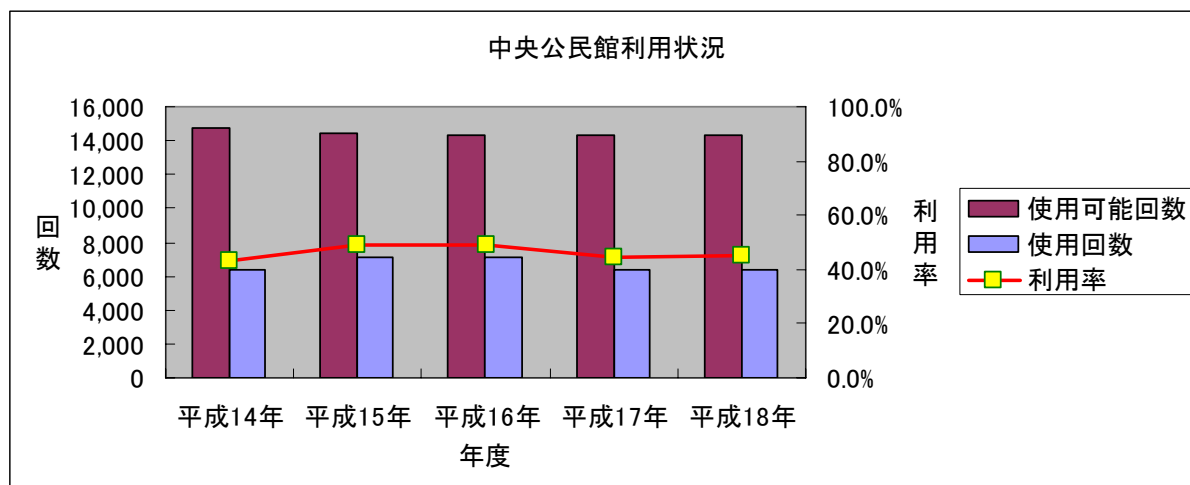
かるぽーと開館後の中央公民館全体の利用状況と収入は以下のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
使用可能回数 A	14,736	14,454	14,352	14,357	14,275
使用回数 B	6,404	7,064	7,077	6,383	6,410
稼働率 B/A	43.5%	48.9%	49.3%	44.5%	44.9%
利用者数 (人)	162,517	196,630	183,393	161,335	153,938
施設利用料収入 (千円)	15,794	20,643	20,243	18,918	19,723

(注1) 使用回数は、陶芸窯室以外は1日を午前・午後・夜間の3区分に分割してカウントされているが、陶芸窯室は、1日単位でカウントされている。

(注2) 事業団の統計資料では、平成17年度より陶芸窯室を除いて稼働率を算定しているが、各年度の比較上、上表では陶芸窯室の使用可能回数及び使用回数を含めて稼働率を算定した。

(注3) 使用可能回数は、平成14年度は保守点検の日も含めて計上しており、月曜日が祝日の時は開館することとしているため変動する。



「施設の機能及び広さ」と「利用件数」について旧中央公民館と比較すると以下のとおりである。

i. 施設の機能及び広さ

機能	旧中央公民館	新中央公民館
展示室	135 m ²	—
講義室・学習室	123 m ²	324 m ²
調理室	80 m ²	147 m ²
工芸室	58 m ²	53 m ²
絵画室	47 m ²	92 m ²
彫塑・陶芸室	—	86 m ²
視聴覚室	84 m ²	—
大講義室	—	221 m ²
音楽室	—	65 m ²
軽運動室	—	72 m ²
暗室	10 m ²	—
特別会議室	45 m ²	—
会議室	152 m ²	—
和室	147 m ²	138 m ²
茶室	7 m ²	16 m ²
合計	888 m ²	1,214 m ²

ii. 使用回数に基づく稼働率

機能	旧中央公民館 (H13)	新中央公民館 (H18)
展示室	42.5%	—
講義室・学習室	49.7%	58.8%
調理室	23.8%	25.7%
工芸室	37.7%	34.2%
絵画室	24.1%	29.5%
彫塑・陶芸室	—	28.4%
視聴覚室	51.0%	—
大講義室	—	52.9%
音楽室	—	41.9%
軽運動室	—	35.0%
暗室	1.8%	—
特別会議室	33.7%	—
会議室	58.0%	—
和室	82.5%	64.5%
茶室	6.1%	5.4%
陶芸窯室	—	18.6%
合計	38.1%	44.9%

(注) 展示室は、かるぽーと本体に設置。

施設の機能や広さが増加したことにより、旧中央公民館（平成 13 年度）と比較すれば、確かに使用回数及び利用者数は増加しているが、稼働率に大きな伸びはなく、開館当初から稼働率 50%を超えたことはない。

特に平成 18 年度は、利用者数で開館後最低水準となっており、平成 18 年度について中央公民館の施設別に（Ⅰ）使用回数に基づく稼働率、（Ⅱ）利用料収入に基づく稼働率、二通りの稼働率により、その実態を分析した。

平成 18 年度 中央公民館各施設別稼働率分析 (金額単位：千円)

	(Ⅰ)			(Ⅱ)		
	使用可能回数 A	使用回数 B	稼働率 B/A	フル稼働時利用料 C	施設利用料収入 D	稼働率 D/C
大講義室	927	490	52.9%	11,825	3,229	27.3%
軽運動室	932	326	35.0%	5,160	1,259	24.4%
音楽室	930	390	41.9%	4,653	1,141	24.5%
工芸室	932	319	34.2%	3,228	800	24.8%
彫塑・陶芸室	911	259	28.4%	5,128	284	5.5%
絵画室	932	275	29.5%	5,936	972	16.4%
調理室	922	237	25.7%	9,384	508	5.4%
第一学習室	932	646	69.3%	3,846	2,430	63.2%
第二学習室	932	571	61.3%	4,305	1,624	37.7%
第三学習室	939	519	55.3%	5,258	1,625	30.9%
特別学習室	937	463	49.4%	5,246	2,159	41.2%
第一和室	934	617	66.1%	3,175	930	29.3%
第二和室	932	577	61.9%	3,169	775	24.4%
第三和室	934	612	65.5%	3,175	764	24.1%
茶室	932	50	5.4%	3,181	45	1.4%
陶芸窯室	317	59	18.6%	471	58	12.3%
合計	14,275	6,410	44.9%	77,141	18,606	24.1%

事業団では使用回数に基づく稼働率（Ⅰ）50%以上を目標に掲げており、その達成には稼働率の低い彫塑・陶芸室、絵画室、調理室、茶室及び陶芸窯室の稼働率向上が欠かせない。そのため、この 5 施設について更に内容を分析した。

使用回数は、事業団の事業としての教室開催による利用（下表の（a））と、外部利用（下表の（b））に分類される。

（単位：回）

	彫塑・陶芸室	絵画室	調理室	茶室	陶芸窯室
(a) 教室開催	74	30	157	0	0
(b) 外部利用	185	245	80	50	59
計	259	275	237	50	59

いずれの施設も（b）外部利用を促進する方策が必要であることは当然であるが、特に調理室、茶室、陶芸窯室は、外部利用回数を増やすために外部団体や企業への働きかけが必要である。（a）教室開催では、市民学校の講座において彫塑・陶芸、絵画、茶道、陶芸作り等の芸術を中心に魅力のある教室を企画して、市民参加を促すことを積極的に進める必要がある。

又、陶芸室には陶芸窯が設置してあるが、建設当初からの利用頻度は以下のとおり非常に低い。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
素焼き（回）	6	5	4	4	8
本焼き（回）	4	4	3	3	4

陶芸窯の取得原価は2,222千円であり、高価な窯を設置する必要があったのか疑問である。

一方、利用料収入に基づく稼働率（Ⅱ）を見ると、中央公民館全体で24.1%と非常に低くなっている。その原因は、使用回数には高知市公民館条例施行規則第11条の規定に従い使用料の全額減免又は半額減免を受けた団体を含んでいるためである。

平成14年度以降、各年度の減免額は以下のとおりである。

（単位：千円）

減免先		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
① 公民館 登録団体	減免額	4,659	4,433	4,535	4,371	4,151
	減免回数	1,798回	1,792回	1,723回	1,698回	1,662回
② ①の登 録団体以 外	減免額	(注)	1,711	587	456	267
	減免回数		306回	115回	105回	77回
合計	減免額	4,659	6,144	5,122	4,827	4,418
	減免回数	1,798回	2,098回	1,838回	1,803回	1,739回

（注1）平成14年度は、登録団体以外の集計を行っていないため記載していない。

（注2）②の登録団体以外の減免先は、高知市の各課が利用する場合の減免であり、イベント、説明会や講演会等の開催による減免である。

① 中央公民館登録団体で現在減免の対象となっている団体は、以下の表のとおりである。

これらの団体は旧中央公民館時代から引継いだもので、現在のかるぽーと内に中央公民館が設置されてからは新たに減免扱いとした団体はない。

対象団体をグループ別に分類すると以下のとおりとなる。

分類	団体数	免除範囲
育成団体	7	全額
中央公民館利用地域学級	2	全額
社会福祉団体等	7	全額（目的外の使用は半額）
文化活動団体	14	半額
公民館グループ（注）	21	半額
高知県難病連の加盟団体	20	全額
合計	71	

（注）市民学校卒業生が結成した団体である。

（意見）

かるぽーと内の中央公民館は、旧中央公民館と比べ設備は格段に充実しており、広く市民の利用を促進する趣旨からは、今一度、中央公民館登録団体に対する料金の徴収について見直す必要がある。

（事業団が主催する各教室の運営状況について）

事業団が各教室を開催することによって得た収入は受講料収入となり、これに関連して各種経費が発生するが、その一つである講師への謝金と比較すると以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
受講料収入		11,722	11,010	9,827	9,506
講師への謝金		12,273	11,022	10,245	10,316
差引（損失）		△551	△12	△418	△810

（注）平成14年度の受講料収入は、中央公民館分とかるぽーとの他施設分を分離していないので記載していない。

いずれの年度においても、講師への謝金を賄う収入さえも確保出来ておらず、事業としての赤字は、高知市からの受託料収入で補填されているのが現状である。

また、受講料収入についても年々減少していることから、各教室の受講料及び謝金額を見直すなど赤字運営とならない努力が必要である。

(意見)

事業団が市から受託した公民館事業に市民学校があり、市民からの要望に応じて各種講座を一年間に春、秋、冬の3シリーズに分けて開催している。

平成15年度以降の開催状況は以下のとおりである。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
講座数(件)	137	124	116	117
定員数(人)	4,025	3,621	3,340	3,428
受講者(人)	2,917	2,883	2,547	2,651
受講者数/定員(%)	72.5%	79.6%	76.3%	77.3%

平成18年度の市民学校の状況は以下のとおりである。

(単位：人)

	春	秋	冬	年間合計
講座数	39	39	39	117
定員 A	1,173	1,148	1,107	3,428
参加人数 B	837	900	914	2,651
B/A (%)	71.4%	78.4%	82.6%	77.3%

平成17年度までは講座数を減らしていったため受講者数が減少しているが、平成18年度は講座数を1講座増やし、受講者数も104人増加している。

しかし、平成19年度からは財政上の都合により冬講座を休講としており、900人程度の受講者が減少することが見込まれる。中には定員に対して参加人数が規定数に満たないため休講とした講座があるが、ただでさえ利用率が低いのに受講者が見込まれる講座まで休講とすることは考えられない。

施設を作っても活用されなければ意味がなく、また予算がないからといって講座を減少させることは、文化事業を推進していくという本来の方針はどこへ行ってしまったのか疑問が残る。

今後は、市民の要望をリサーチし、人気講座を増やして魅力ある講座づくりを進め、市民生活の一部として公民館事業が受け入れられるよう一層の努力が必要である。

2) ホール等の稼働状況

大ホール、小ホール、スタジオ及びギャラリーの稼働状況は以下のとおりである。

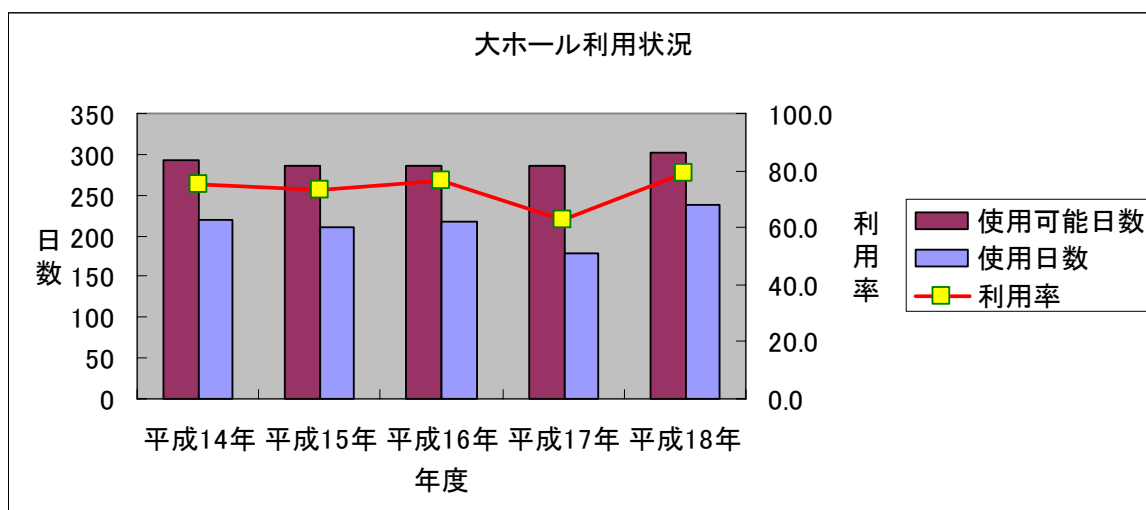
<大ホール>

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
使用可能日数 (日) A	292	287	286	285	302
使用日数 (日) B	219	211	218	179	239
利用率 (%) B/A	75.0	73.5	76.2	62.8	79.1
利用件数 (件)	151	154	144	126	170
稼働目標	(注 1)	70%以上	75%以上	75%以上	70%以上

(注 1) 平成 14 年度の稼働目標については、設定されていない。

(注 2) 使用可能日数は、年度により保守点検の日数が違うためと、祝日の関係で休館日の日数が違ってくるため異なっている。

(注 3) 平成 18 年度は高知県民文化ホールが 4 月～10 月の間休館していたことや、夏季大学が大ホールで実施されたこと等により使用日数が増加している。



(意見)

平成 17 年度の利用率は稼働目標を大きく下回っており、平成 18 年度においても上記(注 3)のような臨時的な要因がなければ、稼働目標を下回る利用率となっていたおそれがある。特に稼働目標を実績が下回った場合には、その原因について十分に検討を行い、翌年度の状況を改善するための具体的な計画の策定が必須である。

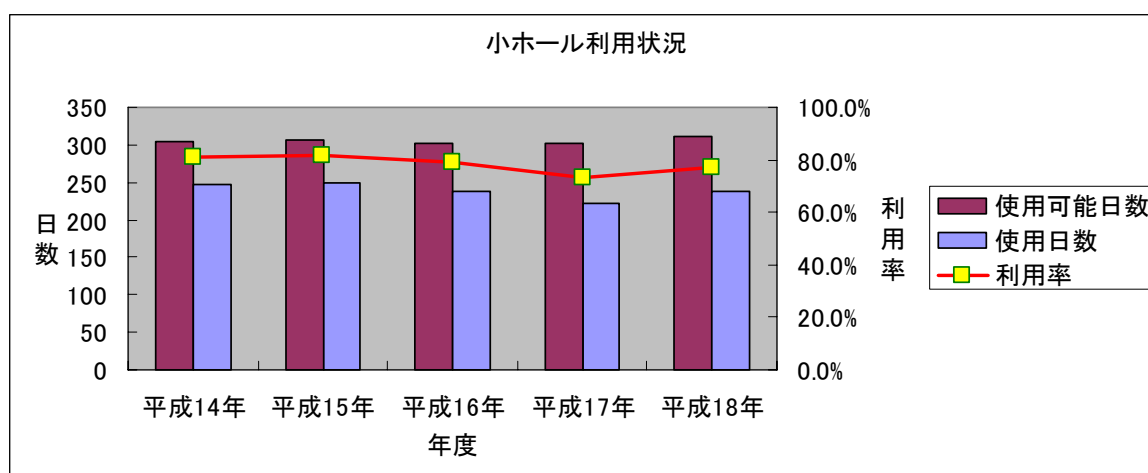
また、稼働目標値を平成 18 年度には低く設定し直しているが、相当の理由がない限り、目標値を下げることはあってはならず、ホールの利用状況の評価を歪める結果となる。ホールを運用するにあたって望ましい利用率と相応の努力をすることにより達成できる利用率とを勘案して目標値を設定する必要がある。

<小ホール>

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
使用可能日数 (日) A	304	307	301	301	311
使用日数 (日) B	246	250	239	221	239
利用率 (%) B/A	80.9%	81.4%	79.4%	73.4%	76.8%
利用件数 (件)	170	195	174	160	171
稼働目標	(注 1)	75%以上	85%以上	85%以上	80%以上

(注 1) 平成 14 年度の稼働目標については、設定されていない。

(注 2) 使用可能日数は、年度により保守点検日数が違うためと、祝日の関係で休館日の日数が違ってくるため異なっている。



(意見)

平成 18 年度は高知県民文化ホールが休館であったため利用回数が増えているが、利用率は開館以来、継続して低下傾向にあり、平成 16 年度以降は稼働目標を大幅に下回っている状況にある。そのため、大ホール同様に利用率を向上させるための十分な計画の策定が必要である。

<ホール全体に関する事項>

(意見)

ホールの一日の使用時間は、午前 (9 時～12 時) ・午後 (13 時～17 時) ・夜間 (18 時～22 時) の 3 つの時間帯に区分されている。しかし、事業団は使用可能日数及び使用日数より利用率を算定しており、3 区分の時間帯のうち 1 区分でも使用された場合、その日は使用日数としてカウントされるため、区分単位で算定した利用率よりも高い利用率が算定されることになる。厳密な稼働状況を把握するためには、1 区分を 1 単位とした使用可能回数及び使用回数により利用率の算定を行うことが必要である。

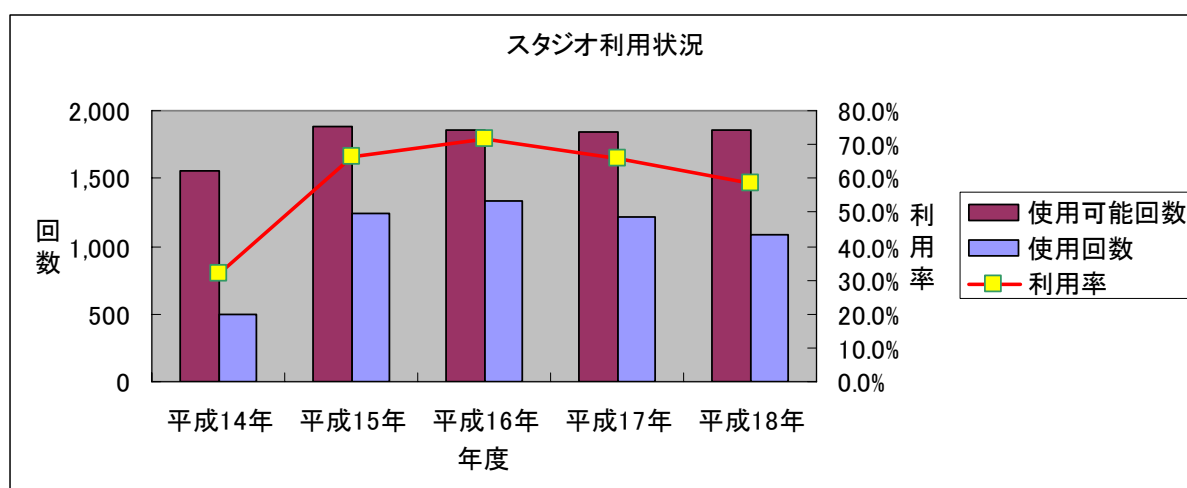
また、区分単位での利用状況を把握することで、未利用となりやすい時間帯の傾向を把握し、利用率を促進させるための施策の参考情報とする必要がある。

<スタジオ>

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
使用可能回数 (回) A	1,554	1,882	1,862	1,848	1,855
使用回数 (回) B	496	1,247	1,335	1,222	1,088
利用率 (%) B/A	31.9%	66.3%	71.7%	66.1%	58.7%
稼働目標	—	—	75%以上	75%以上	70%以上

(注 1) 平成 14 年度及び 15 年度の稼働目標については、設定されていない。

(注 2) 使用可能日数は、年度により保守点検日数が違うためと、祝日の関係で休館日の日数が違ってくるため異なっている。なお、平成 14 年度は 6 月から供用開始となったため、使用可能回数は少なくなっている。



(意見)

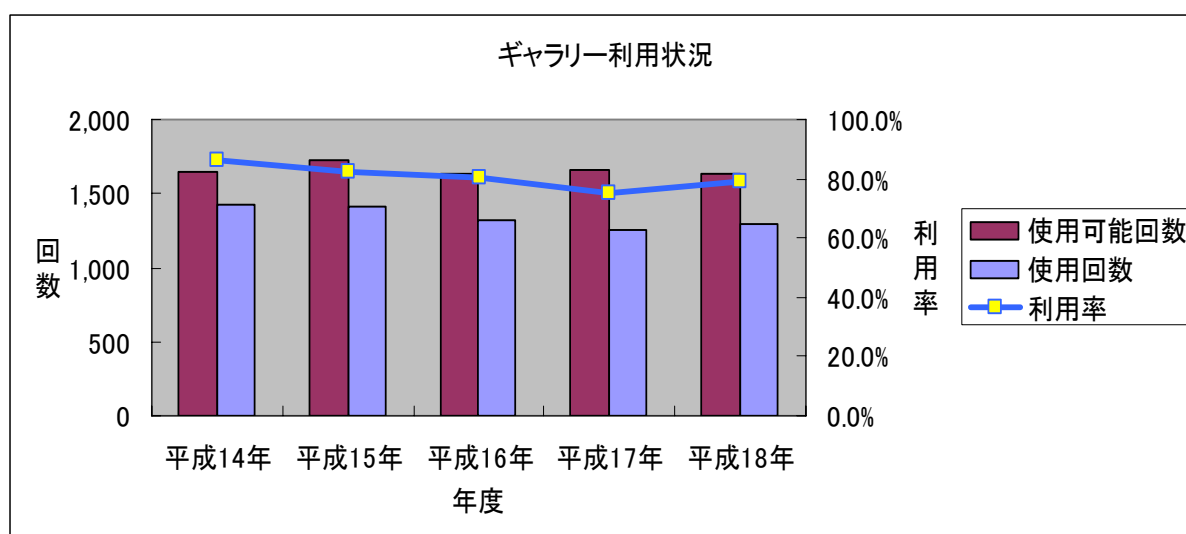
利用率は平成 16 年度より減少傾向にあり、稼働目標も大きく下回っている状況が継続している。利用率を改善するための計画の策定が必要である。

<ギャラリー>

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
使用可能回数（回） A	1,651	1,725	1,637	1,665	1,630
使用回数（回） B	1,419	1,416	1,315	1,256	1,290
利用率（%） B/A	85.9%	82.1%	80.3%	75.4%	79.1%
稼働目標	（注1）	80%	85%	85%	80%

（注1）平成14年度の稼働目標については、設定されていない。

（注2）使用可能回数は、比較的規模の大きな催しを行う場合には、その前後に保守点検を行うことがあるため、催しの件数によって変動することになる。



（意見）

平成16年度より実績が稼働目標を下回っている状況が継続しており、18年度においては目標値を低く設定し直している。利用率を改善するための計画の策定が必要である。

4. 運営費用について

(1) 委託業務の内容

事業団の平成 18 年度決算報告書の支出の部明細書に計上されている委託費の総額は以下のとおりである。

運営管理費（かるぼーと運営費）	177,964 千円
文化事業費（文化事業費）	17,241
〃（中央公民館事業費）	3,717
〃（まんが館事業費）	5,225
〃（文化活動助成事業費）	46
合 計	204,195

委託費は支出費用総額の 41%を占めており、主な業務委託料は、以下のとおりである。

主な委託の内容	業務委託料（千円）
① 総合案内等の受付業務等	22,022
② 地下駐車場の管理運営	11,833
③ 舞台機器の保守点検	12,844
④ 舞台設備の管理運営	28,702
⑤ かるぼーとの設備機器の保守点検	35,488
⑥ かるぼーとの設備機器の運転管理	27,154
⑦ かるぼーと内及び周辺の清掃業務	25,830

(2) 委託の契約方式

平成 17 年度に下記の①、④、⑤、⑥については、指名競争入札を実施しているが、平成 18 年度は、清掃業務を除いて、全てが落札者と随意契約を締結している。

また、委託料は業者が提出した仕様書及び見積書に基づき決定している。

事業団における業者選定の決裁文書によると、随意契約の理由は以下のとおりである。

主な委託の内容	随意契約の理由
① 総合案内等の受付業務等	高知市文化プラザは巨大な複合施設であり、各窓口や事務所における受付案内業務の実施には一定の習熟がないと多大な混乱を来す恐れがあり、開館以来4年の実績がある。
② 地下駐車場の管理運営	平成14年11月実施の指名競争入札の落札以来、信頼できるとして随意契約を継続している。
③ 舞台機器の保守点検	文化プラザ大ホール及び小ホールの舞台機構を建設請負した業者であり、複雑な機構に精通しているため無駄のない確実な保守点検が行え、万一各機構に不具合が生じた場合の責任の所在を明確にするためにも契約継続が必要と考えている。
④ 舞台設備の管理運営	舞台の運営管理に相当な知識と経験を有し、かるぼーとの舞台設備に熟知している。
⑤ かるぼーとの設備機器の保守点検	⑥の運転管理と一体化しており、日常の運転管理と密接な連携体制が求められる。
⑥ かるぼーとの設備機器の運転管理	契約社員はその多数が開館当初から従事し習熟している。運転管理操作等に習熟するための研修等に2ヶ月を要する。

平成17年度と平成18年度の業務委託料を比較すると以下のとおりである。

(単位：千円)

主な委託の内容	業務委託料		増減額
	平成18年度	平成17年度	
① 総合案内等の受付業務等	22,022	20,302	1,720
② 地下駐車場の管理運営	11,833	11,833	—
③ 舞台機器の保守点検	12,844	12,844	—
④ 舞台設備の管理運営	28,702	29,063	△361
⑤ かるぼーとの設備機器の保守点検	35,488	34,919	569
⑥ かるぼーとの設備機器の運転管理	27,154	25,457	1,697
⑦ かるぼーと内及び周辺の清掃業務	25,830	29,674	△3,844

(結果)

随意契約の結果、月曜日が開館されることを理由に業務委託料は増加している。このように条件に変動がある場合には、特に、明瞭性、公正性を確保するためにも入札による必

要がある。清掃業務は、同じ条件でありながら入札の結果、業務委託料は減少していることから、上記の業務についても、毎年入札を行うべきである。

(3) 修繕工事

18年度の修繕費は、生涯学習課が実施した525千円(2件)及び事業団が実施した9,852千円(78件)であり、その中から10件抽出し、起案書、見積書等の書類に基づき契約内容について、担当者から聴取した。

(意見)

事業団が執行した修繕工事のなかで1件のみ50万円を超えるものがあった。

内容はギャラリー展示台のクロス張替えを定期的にも実施するもので、当初から生涯学習課には予算が付いていなかったため、事業団側が生涯学習課と協議し、50万円を超える案件であるが、事業団で修繕を実施することとした。

今後、修繕費用は増加すると考えられるので、このような例外的措置として事業団で修繕工事を行うことは避け、生涯学習課で必要な予算を計上すべきである。

平成17年度及び19年度について検証した結果、同様な事実はないことを確認したが、下記のように予算額が十分でないことにより、本来であれば一括発注するであろうものをフロア毎に工事を区切って発注していると考えられるものが見受けられた。

起案日	修理事物名	金額(円)	摘要
平成17年3月25日	施設9階ITV移設等改修	499,800	9階監視カメラ移設工事
平成18年5月26日	防災監視モニター整備工事	458,850	7階(1、3展)カメラ1台
平成19年6月26日	1階ITV移設及び増設工事	493,500	1階部分監視カメラ増設及び移設

価格交渉面でも、一括発注する方が有利である場合もあるので、効率的な工事発注という見地から修繕予算の計上を行うべきである。

(4) 労務管理

臨時職員については、6ヶ月の超えない期間で雇用契約を行っている。

ただし、必要があるときは、6ヶ月を超えて契約を更新することができるが、雇用期間は1年を限度とする。（財団法人高知市文化振興事業団臨時職員就業規程）

平成18年度の臨時職員出勤状況資料を閲覧した結果は以下のとおりである。

雇用期間	18年度末の状況
6ヶ月以下	継続3名
6ヶ月超～1年	継続2名
1年超～2年	継続3名

現実的には、最初から2年の継続雇用が前提のように見える。

事業団の方針では、年度末に一旦雇用を終了し、年初に雇用通知書を作成して新規採用と同様の手続を行うことによって、雇用期間は2年を超えないようにしており、その後再雇用するとしても3ヶ月は空けているとの説明であったが、通算2年を超えることも可能となっている。

事業団で就業している人員は、プロパー職員が14名、臨時職員が8名であり、雇用条件は以下のとおり異なっている。

項目	プロパー職員	臨時職員
給与又は賃金の内容	給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当	基本賃金、時間外割増賃金、一時金 (額は高知市の例による)
休暇の種類	年次有給休暇、生理休暇、産前産後の休暇、病気休暇、特別休暇、育児休暇	年次有給休暇、特別休暇
休業	介護休業、育児休業	制度なし
退職	制度あり	制度なし
有給休暇	制度あり	制度あり
退職金	定年60歳、再雇用は65歳まで退職金規程に基づき支給する	雇用期間が満了したときに退職となる 退職金は支給しない
適用規程	(財)高知市文化振興事業団職員就業規程 (財)高知市文化振興事業団職員給与規程 (財)高知市文化振興事業団職員給与規程施行細則 (財)高知市文化振興事業団職員退職金規程	(財)高知市文化振興事業団臨時職員就業規程

(結果)

当然ながら臨時職員の雇用条件はプロパー職員と比較して不利なものであり、「(財)高知市文化振興事業団臨時職員就業規程」に違反して1年を超える雇用は慎み、早急に改善すべきである。

5. 施設の有効利用について

(1) 駐車場

平成18年度の駐車場利用実態を把握するために、規模が似通っている他の高知市駐車場施設と比較した。

平成18年度駐車場利用実態比較

名称	規模	利用台数	時間制料金 収入(千円)	月間契 約収入	1台当り 収入
かるぼーと駐車場	200台	72,613台	45,420	—	625円
中央公園地下駐車場	327台	368,478台	188,526	—	512円
県庁前通り地下駐車場	222台	238,733台	78,951	8,655	367円

(意見)

他の駐車場と比較して、非常に利用度が低いことが判る。

その原因は何処にあるのか周辺駐車場の状況を調査の上、対処することが必要である。

例えば、公民館利用者が来場する際に、他の駐車場を利用していることが見受けられるのであれば、割引制度を導入する等の方法で利用を促進することが重要である。

かるぼーと建設前の敷地は、当初、市の駐車場であったため、かるぼーとの施設利用者を無料にするといったサービスも設けられておらず、無料にしないのであれば近隣の駐車場と同様に通常の駐車場と考えられるので、かるぼーと施設利用者には一定時間の割引の実施、また、月極契約を始めるなど採算を考えた有効活用を検討する必要があるといえる。

(2) エスカレーター

(意見)

かるぼーと内には6基のエスカレーターがあり、現在その一部については施設利用者の有無に関わらず常時運転を行っている。今後は利用者が少ないときには運転をとりやめるなどの方法をとることで、電気代の節約等の観点から見直しを行う必要がある。

(3) 自動販売機

(意見)

かるぼーと内には自動販売機が設置されている。しかし場所がわかりづらい上、数が少ないため、かるぼーと利用者にとっては利用しづらい状況である。今後設置数を増やす、もしくは場所を明示する等の対策を講じることで、利用者へのサービスを充実させる必要がある。

(4) コインロッカーの管理

(意見)

かるぼーと内に設置されているコインロッカーについて、投入した現金がもどってくる仕組みとなっており無料で使用できる。また使用の期限も設けられていない。そのため長期間独占して使用することができ、通常のかるぼーと利用者が荷物を預ける等の使用に困難をきたす可能性があるといえる。今後はキャッシュバックをなくす等の対策を講じることで、長期間独占使用を制限する必要がある。

6. 管理面について

8月8,9,28日、9月13,27日に、事業団が保有する備品及び現金等の実査を行った。実施した手続き及び発見事項について、以下のとおりである。

(結果)

(1) 印鑑の管理

総務課及び企画事業課で保管されている印鑑について、保管状況の確認及びヒアリングを実施した。

団印の管理に関する事項は「財団法人高知市文化振興事業団団印規程」（以下、「規程」という）に定められている。

団印の種類と用途は、以下のとおりである。

団印の種類	保管課	管守者	使 途
事業団印	総務課	総務課長	契約など事業団名をもってする文書
理事長印	総務課	総務課長	銀行の届出印や法務局関係など理事長名をもってする文書
まんが館長印	企画事業課	企画事業課長	まんが館長名をもってする文書

事業団印及び理事長印は、上記のとおり課長が管守者となっているが、規程の第7条には「課長は、必要と認める場合は団印取扱責任者を置き、所属職員のうちから任命する。」と定められている。そのため、総務課では取扱責任者として経理担当職員が任命

されているが、銀行での預金等の引き出し時に必要な銀行届出印の管理者と経理担当者が同一人物となり、内部統制が働いていない。

また、この印鑑は経理担当者の引き出しの小箱で保管しているが、この小箱には鍵がかけられておらず、保管状況を改善する必要がある。

さらに、担当者が、決裁文書と必要な押印文書を課長に提示して課長に押印してもらうが、課長が不在の場合は、経理担当者あるいは庶務担当者が自ら押印しており、内部統制が働いていない。

(2) 備品の管理

① 10万円以上の備品、寄贈品

かるぼーと内の備品のうち、10万円以上の備品439点及び寄贈品20点、合計459点について実査を行った。

1) 管理に問題があるもの

- ・大ホールのスポットライトを追加で取得しているが、開館時のものと混在しているため、事業団の備品リストからは、追加取得したものを特定できなかった。
- ・大ホールの管理委託業者が利用している「大ホール備品一覧表」は最近の取得がないため2004年11月1日付であったが、直近の現物確認日付に更新していく必要がある。

なお、10万円以上の備品ではないが、調理室の調理用具については管理が不十分であり、定期的な検品も不十分な状況であった。

2) 設置場所が変更されていたもの

- ・スライド拡大投影機、チケット発行プリンター3台、留守電装置一式、開放型スチール棚、ケーブル掛けについて、台帳記載の設置場所から移動されていた。
- ・11階倉庫のパソコン23台について、所管換登録が行われておらず、受渡書類も作成されていなかった。

② 横山隆一氏の寄贈品の管理

横山隆一氏から、まんが原画、油彩画、カメラ、書籍、プラモデルなどの玩具が、高知市に寄贈されている。この寄贈品について、管理状況を視察し、保管台帳から21点抜き出し、現物の確認を行った。

その結果、20点は保管台帳と現物とが一致していた。ただし、残り1点(油彩画)は、現物に添付する管理番号が保管台帳と異なっていた。寄贈品は、強固な保管倉庫に一定温度・湿度に保って保管しており、良好な保管状況であった。

(3) 現金・チケットの管理

① 現金の管理

金庫に保管されている現金について実査を行った結果、金額が正しいことを確認した。

② バス回数券

夏季大学の講師用に用意したバス切符（700円×5名分）は、事業団から公民館へ保管場所を移動し、全数を使用する予定とされている。また、未使用となった場合には、再び事業団へ返還される予定とされている。ただし公民館では受払簿が作成されていないため、今後管理の徹底が必要である。

③ タクシーチケット

タクシーチケットの管理簿では、番号での受払管理が行われていなかった。またタクシーチケットの冊数管理も行われていなかった。

④ 駐車場使用料について

駐車場サービス券は、事前に要望のあった枚数を付与し、付与枚数と未使用で返却された枚数との差額を売上として計上している。また、売り切りの駐車場サービス券は、付与した際に、全額売上に計上している。しかし、収益の期間帰属の観点からは、サービス券が実際に使用されたときに売上に計上するのが望ましい。

また、日報に記載されている売上高及び現金残高がわかりづらく、形式を改善する必要がある。

⑤ 預り金

内容	金額
高知市民頭脳スポーツ大会実行委員会	351,838 円
高知市民の大学運営委員会	1,734,420 円
市民映画会運営委員会	1,243,198 円
合計	3,329,456 円

この預り金は、上記委員会の資金である。現在の管理方法では、不正使用などの温床になる可能性があるため、早急に精算する必要がある。今後は実費精算されるような委託契約にするべきである。

(4) その他

事業団で管理されているカードキーについて、カードキーと交付記録簿との不一致が見受けられた。また、交付記録簿の記載事項の不備（交付日、異動内容の記載漏れ）が見受けられた。

7. 今後の運営方法について

(意見)

(1) 事業団の現状

事業団は、「高知市民の芸術・文化の創造活動を日常化、活性化する推進母体」として昭和 59 年に設立され活動を続けてきた。

事業団の人員構成は、平成 19 年 4 月 1 日現在、市からの派遣職員 11 名、プロパー職員 14 名、臨時職員 8 名、その他 2 名で、専務理事、事務局長、総務課長、企画事業課長に市の派遣職員が就任しており、事業団の意思決定は市からの派遣職員が実質的に行っている。市からの派遣職員以外の職員の給料等については、市の給与条例の一部を準用している。

また、事業団の活動のほとんどは市からの委託事業であり、指定管理料、業務受託料は実費精算され、自主事業についても市の予算の範囲内でしか認められておらず、実質的に市が直接事業を行っているのと同じである。

このような外郭団体は、形式的に法人格を有するものの、実態としては市の一つの課と同様の状況にあるといえる。

(2) 事業団の今後のあり方

平成 17 年 4 月 1 日施行の条例により指定管理者制度が導入され、平成 18 年度のかるぼととの管理についての指定管理者として事業団が選定された。

平成 18 年度の指定管理者の選定に当たっては、公募によらず特定の団体を指名する方法によっているが、その理由は以下のとおりである。

公募によらず特定の団体を指名する理由

1. 施設の設置目的から

高知市文化プラザ、高知市立中央公民館は、本庁の文化行政、生涯教育の拠点施設として、平成 14 年 4 月に開館しており、巨大な複合施設を包括的・一元的に管理運営し、かつ市民の文化・芸術的展望に応じて真に喜ばれる文化事業や生涯教育を展開しなければならない。このため、施設の管理業務にあたっては、施設で実施する各種事業と十分に連携していくことが必要となる。

2. これまでの管理運営に対する実績等から

財団法人高知市文化振興事業団は、「高知市民の芸術・文化の創造活動を日常化、活性化する推進母体」として、昭和 59 年に設立され活動を続けてきたが、高知市文化プラザの開館準備にも関わり、開館後は組織体制の拡大強化を図り、文化プラザの運営等を通じて事業を展開し、高知市の芸術・文化及び生涯学習活動の推進に大きく貢献してきた。

同団体は、そのノウハウと経験をもとにして、施設の管理運営をスムーズか

つフレキシブルに実施してきており、光熱水費を3年間で約10,000千円削減するなど抜本的な経費削減にも取り組んできている。

また、文化事業や生涯教育事業に関しても、これまでに蓄積した情報や、プログラムごとに応援を要請できる市民グループや、個人、マスコミ等との間に構築してきたネットワークを最大限活用し、市民のニーズに合った事業を積極的に実施し、市民へのサービス向上を実現してきた。

以上の理由により、高知市文化プラザ、高知市立中央公民館の指定管理者として財団法人高知市文化振興事業団を指名するものである。

ただし、指定管理者選定に係る審査において、今後の指定管理者の選定においては公募によることが望ましく、市からの派遣職員の給料等も委託経費に含めて指定管理料の計算を行うべきとしている。

審査結果に添えて報告する意見（平成17年11月18日）

指定管理者への移行時期の過渡的措置として、特定団体のみ申請による審査となっているが、審査対象施設は、指定管理者に行わせる業務内容によって、民間活力を活用することが可能な施設であると考えられるので、次回の指定管理者の募集においては、公募を前提とされるよう勤められたい。

また、公募を行う場合には、団体に高知市から派遣されている職員のうち、指定管理者が行う業務に従事している職員の給料等は、指定管理に要する経費として積算されるべきである。

かるぽーとの管理運営については、公民館事業も含めて一体として行われるのが効率的であることから、かるぽーとの指定管理者がそこで行われる文化事業や公民館事業等の委託事業の運営も行っている。

しかし、今後、公募により指定管理者の選定が行われると、事業団が指定管理者に選定されないことも考えられる。

現在の事業団の活動は、指定管理業務と自主文化事業、並びに市から受託している文化祭事業、公民館事業、まんが館事業であり、指定管理者に選定されない場合は、現在指定管理業務として行っている施設の管理運営業務は新たに選任された指定管理者が行うことになり、事業団が現在行っている業務量が少なからず減少することは明白である。

現在の事業団が指定管理者となるための最低限の条件として、市から独立した団体となることがあげられ、そのためには市からの派遣職員の問題と事業団の運営資金の問題を解決する必要がある。

市からの派遣職員の問題については、平成17年11月の指定管理者指定申請書に記載があるように事業団としても認識しており、市からの派遣職員をなくしプロパー職員が運営する市から独立した団体となることを目指している。

高知市の公の施設に係る指定管理者指定申請書（平成17年11月4日）

5. 運営について

②職員採用について

現在、市民文化プラザの職員は、事業団職員（プロパー職員）11名、高知市からの派遣職員14名、臨時職員9名（1名は産休対応）、契約職員3名である。

今後は事業団としてもまた、指定管理者としても高知市からの派遣職員を減員し、事業団職員の採用を行い、事業団の基礎体力を培っていくことが必要であり、急務であるとおもわれる。高知市当局とも綿密な話し合いを行い、優秀な人材を確保する（36名）。

高知市文化プラザの勤務は変則交代勤務であるので、人員についてはある一定人数確保の必要がある。

現在職員数は36名であるが、この人数が定数ということではなく、いろいろな工夫をすることで人件費の抑制には努めていかなければならないと考えています。

しかし、今後かるぼーとの施設管理についての指定管理者の選定は公募によることが強く求められており、プロパー職員を増員しても指定管理者となれなかった場合すぐに職員を解雇せざるを得ない状況に陥ることにもなるので、現状においては、プロパー職員の増員は3名にとどまっており、事業団としての独立性を確保するほどにはなっていない。

市からの派遣職員を減員できない場合、「審査結果に添えて報告する意見（平成17年11月18日）」の「また」以下の記載のように、指定管理料の積上げ計算の中に市職員の人件費を含めて積算することになるが、市職員の人件費が含まれてしまうと市が指定管理料という名目で市職員の給料等を支払うという結果になってしまい、指定管理者制度の趣旨に反することになるのではないかと思われる。

現在の事業団に派遣されている市職員に代わってプロパー職員とした場合、管理職経験者がいないため事業団がうまく運営できないのであれば、派遣職員を事業団に転籍させ、これまでの管理運営の実績から、指定管理者としての要件を満たすことが望まれる。

現在の市と事業団の指定管理協定及び委託契約では、指定管理料及び委託料は実費精算することとなっており、実際に事業団がかかるぼーとの管理費や委託事業の運営費を削減しても事業団の手元に残るべき資金は市に吸い上げられており、事業団としての努力が報われていない。

このため、事業団が自主事業を行おうとしても、市からの補助金を予算計上してもらわなければならない、市が認めない限り自主事業も行えない状況にある。

現在の市と事業団の指定管理協定及び委託契約を見直し、指定管理料や委託料は実費精算とせず、事業団の努力で運営費用を削減できた場合には指定管理料や委託料との差額は事業団の剰余金（利益）とし、自主事業の財源として留保できるようにする必要がある。

事業団は、人員的にも資金的にも市から独立した団体として、自主的な判断による活動を行える団体となることが望まれる。

また、指定管理料について実費精算することは、指定管理者制度の趣旨に反するものと思われる。

（３）かるぼーとの運営責任

かるぼーとの運営は、事業団が企画（年間スケジュールなど）を立案し、それに基づき、生涯学習課が必要な予算編成過程を経て、事業団に運営委託している。また、事業団はかるぼーとの施設管理を指定管理者として行うとともに市からの委託事業を運営しているが、自主事業を行おうとしても市の予算の範囲内でしかできず、市民の自主的な活動による利用を待っている。

これは、かるぼーとの経営責任が明確となっていないため、施設の有効利用や稼働率向上への方策が生涯学習課でも事業団でも十分に行われていないためである。今後は、かるぼーとの利用状況を把握し、稼働率を上げるための方策を協議、決定する機関を設け、稼働率を上げるための予算を確保する必要がある。

ただし、市の主催事業だけとなってしまうと、市民のための文化創造、生涯学習の拠点施設として整備されたものとはならず、使用料も減免されてしまうため、かるぼーと運営にとっては良策とはいえない。

生涯学習課や事業団は、事業の運営だけを行うのではなく、市民の自主的活動による利用を促進するような手助けを行うことに力を入れるべきである。

かるぼーとは、高知市民に知れ渡った名前ではあるが、実際に利用した市民がどれほど広い範囲にわたっているか疑問がある。

例えば、学校教育の一環として、小学生、中学生、高校生を対象とした音楽、絵画、書道、ダンス等の発表の場、各学校のクラブ部活動の市内大会、市主催のピアノコンクールや合唱コンクール等、また全国大会の市内予選の場所として利用することにより、市民の憧れの場所であるとか思い出の場所という感覚を持ってもらい、もっと積極的に市民に使ってもらうことが大切である。

市民に広く使ってもらうための方策を検討することが必要である。

8. むすび

(意見)

当包括外部監査のテーマとして、「高知市文化プラザ」（かるぼーと）について監査を行ったが、最少の経費で最大の効果という地方自治法第2条第14項の精神からすると、設計費も含めて195億円費やして建築し、毎年約8～13億円の実質的なコストを市民が負担しているにもかかわらず、かるぼーとの施設の利用状況や周辺の人の流れを目の当りにして、そのような効果は監査期間を通じて全く感じなかった。

(事業費の増加について)

建築に至るまでの経緯についての調査では、100～120億円の事業費が、最終的には、公民館機能の追加などにより195億円へと約1.6倍以上に増額している。通常の一般事業会社においては、設備投資を行う場合、必要最低限度の機能を綿密に計画し事業費を算出している。その後の仕様変更等があっても総事業費が1.6倍になることは考えられない。このかるぼーとの建設に当って、建築を始めるまでに施設の内容の検討や事業費の見積りが不十分であったといわざるを得ない。

これは、当時のかるぼーとの計画担当課が、「こんなものが作りたいという」文化施設建設への思いで計画し、事業費については財政課が査定して決めるという考え方があったのではないと思われる。今後、事業計画を策定する際には、市役所の職員一人一人が、高知市の財政に対する感覚を養い、かるぼーとのように長期的な財政負担を生じるものについては、市財政への影響を十分に考慮した上で計画を検討することが求められる。

(投資の決裁の過程について)

決裁過程の調査では、100億円以上もかけて文化施設を建設するということについて、その長期的な投資による財政への影響を検討している資料が最後まで確認できなかった。保存期限の関係で廃棄されたのであれば、これほど重要な資料が保管されていないのは論外であり、重要で長期的に必要なものについては保存期限に関わらず保管しておくべきである。

また、もし財政への影響を十分に検討することもなく100億円以上の投資を行っているならば、それはそれ自体が問題である。

現在「(仮称)総合あんしんセンター」については、建設工事の落札まで進展しているが、長期投資による財政への影響を総合的に鑑みて意思決定を行ってもらいたいと熱望するものである。

(かるぽーとの経営)

かるぽーとの運営については、生涯学習課と事業団が一体となって行っているが、どちらが主導権をもって事業を企画・運営しているのかが明確には感じ取れなかった。

現在、指定管理者制度を導入しているとはいえ、その指定管理者としての業務範囲は施設の維持管理であり、かるぽーとをどのように市民のために生かすのかという検討は、市の担当課が担うべきものである。したがって、担当課は自覚をもって経営を行っていただきたいものである。

以 上

資 料

1. 基本構想の要約

はじめに

近年は生活水準の向上や自由時間の増大などにより、市民の価値観が大きく変化し、これまでの物の豊かさを求めた時代から、安らぎやゆとりといった心の豊かさを求める時代となっている。

高知市では、これまで概ね50年にわたり開催され続けてきた市文化祭をはじめ、様々な市民の文化芸術活動が活発に行われているが、こうした活動をさらに発展させていくために、新しい時代の到来に相応しい文化施設の建設が、強く求められるようになってきた。

この基本構想は、高知市の中心市街地である九反田地区に、市民の文化芸術活動の鑑賞や発表、あるいは交流の場として気軽に利用できる文化機能と、多様化・高度化した市民の学習需要を満たす施設を併せもつ生涯学習施設としての（仮称）市民総合文化プラザを建設するために、市民との意見交換を行いながら策定したものである。

1. 高知市における（仮称）市民総合文化プラザの必要性と意義

（1）（仮称）市民総合文化プラザを設置する意義

21世紀を目前にしても、ものの豊かさから心の豊かさへ、経済中心のフロー指向から、サステイナブル（持続可能）な生活・文化基盤ストックの醸成へと、社会的な要求が変貌しつつある。

こうした中で人々は、都市景観や環境問題への関心を持ちながら、生活に夢を求め地域の自然や文化・芸術などに改めて価値を見出そうとしている。芸術文化活動の鑑賞や発表、あるいは交流の場としての機能に対する、顕在・潜在両面の需要は高知市においては特に多大なものがあり、市民および各種文化団体からの新文化施設への期待が膨らんでいる。また、高知の独自文化を創生していくといった意味で、文化施設の質的な向上は将来的にも非常に重要な課題になってきている。

当施設にはこうした文化施設に対する要求を充足し、かつ、さらなる芸術・文化に対する関心を喚起していく文化基盤施設たることが求められている。

（2）上位計画における当施設の位置づけ

①高知市総合計画 1990（平成2年）

当計画は、平成12年度を目標とする総合計画である。市域の将来目標人口を34万5千人、世帯数を14万3千世帯とし、「自由と創造のふれあい都市・高知」を将来像として設定している。このような将来像を実現するためのまちづくりの方向としては、下記の6つの方針を提示している。

- ・都市発展の基礎づくり
- ・活力ある産業都市づくり
- ・快適な生活環境都市づくり
- ・市民が支えあう健康・福祉都市づくり
- ・市民と共に伸びる教育・文化都市づくり
- ・自治と連帯で築く市民都市づくり

地域づくりの基本方針としては、都市構造の急激な変化と地勢的多様性により生じる様々な課題に対し、各地域の自然的・経済的・文化的特性を活かすとともに、市域全体としても調和のとれたまちづくりを進めるとしたうえで、以下のように述べている。

「高知市・はりまや橋、九反田等を中心とした都心地区については、土地の高度利用により広範的な商業・業務・文化機能の蓄積を高め、魅力ある都心空間の形成を図っていくと共に、あわせて都心地区の一体的拡大をめざす」
 （「第2編第1章2、地域づくり」より）

さらに、当施設の都市機能としての役割については次のように示唆している。

「今後、社会の成熟化や余暇時間の増大等のなかで、市民が個性を発揮し充実した生活を送るためには、広く市民の文化・芸術活動を支援育成する必要がある。」
 「文化施設については、文化・芸術活動への参加人口の増大と多様性に対応できる拠点文化施設の新設と身近な施設の双方が検討される必要がある。」
 （「第2編第5章第4. 文化・芸術の振興」より）

②高知市第3次実施計画

当計画は、高知市総合計画1990との調整を図り市政の長・中期的目標を達成するために策定された、平成7年度を初年度とする3ヵ年の実施計画である。この計画は、「元気で活力ある中核市」、「やすらぎとアクセントのある安心都市」などの新しい施策体系のもとに、都市の活性化、市民福祉の向上、文化面の充実および都市防災対策などを目標として設定している。

ここでは、「豊かなところを育む生涯学習都市」というテーマのもとに、すべての市民が生涯を通じて主体的に学習活動を行うことができるよう、市民総合文化施設の新設および公民館などの整備に努めることで、市民の生活課題や多様な学習要求に対応できる施策を総合的に進めることとしている。また、「市民生活に根ざした文化・芸術の振興」というテーマでは、市民の文化活動の拠点施設づくりを行う中で、具体的に市民総合文化施設と（仮称）横山隆一記念館の建設を推進することを述べている。

③高知市九反田地区周辺市街地総合再生事業基本計画（平成6年3月）

当計画は高知市都市部を都市機能ごとにゾーンに分け、その中で九反田地区を「高度都市サービス機能ゾーン」として整備する計画となっている。このなかで九反田地区は、周辺地域の空洞化の進行をくい止め、今後の高知市の発展のために必要な都市機能を整備すべき場所であるとしている。

(3) 基本構想までの経緯…「2. かるぼーとの経緯及び名前の由来」に記載のため省略

(4) 高知市における文化施設設置の状況

高知市内及び近郊の施設には博物館等の歴史・人物・物産等の展示を中心とした施設が多く、市民が自ら発表、展示等を行う場合、現状の施設では増え続ける需要に機能的・容量的に対応しきれなくなっている。このため、市民及び各種文化団体からの新文化施設への期待がふくらんでいる。また高知の独自文化を創生していくといった意味での文化施設の質的な向上は将来的にも非常に重要な課題となってきている。

2. 施設概要と計画理念

(1) 計画施設の概要

当施設は以下の4施設の複合するものとして九反田に設置する。

- ①市民の舞台芸術文化の発展・鑑賞・交流のための「文化ホール」
- ②市民の美術・芸術文化の発展・鑑賞・交流のための「ギャラリー」
- ③「まんが」文化発展と横山隆一氏顕彰のための「(仮称)横山隆一記念館」
- ④新しい時代の生涯学習活動を展開するための学びの空間としての「公民館」

(2) 施設計画理念

高知の風土からはぐくまれ、かたちづくられてきた文化を、新しい時代の風の中でさらに力強く発展させてゆくために、当施設の計画理念を次のように設定する。

(仮称)市民総合文化プラザは、

「市民のための文化創造、生涯学習の拠点」

として、伝統…新進、自由の気風と伝統をふまえ、
風土…太陽と風、風土を最大限に生かし、
人……人を育て、人にそだてられるような

都市および地域の活性化の核となる施設をみざす。

(3) 文化的波及効果

①市民文化の発表の場の提供

市民文化団体が当施設を拠点として活動することができると同時に、個々の市民も気軽に利用できる施設とすることで、創作→発表→鑑賞→創作という連鎖的な文化活動の核となり、新たな高知の独自文化の創生が期待できる。

。

②高知文化の発信

まんが、まつり、食文化を初めとして、高知は豊かな歴史・伝統・文化を持っている。またこれらの文化をはぐくんできたのは、自由民権運動発祥にたとえられる高知独自の気風である。いま、この文化伝統を土台としつつ、こうした気風を生かしさらに延ばしてゆく文化の殿堂たる施設が求められている。この施設が高知の文化・芸術情報を統合し、人的・マルチメディアの両面のネットワークを市外と結んでゆくことで、全国へ向けて、さらには世界へむけて高知文化をアピールすることができる。

③文化交流の発展

全国的にも十分に誇れるレベルをもつ施設を建設することによって、全国および海外から幅広い分野にわたって芸術家や文化活動団体を積極的に招聘することができる。こうした高いレベルの芸術・文化の受信としての鑑賞はもとより、さらに地域の利用者と一体となった創作・発表活動を通じて、幅広い交流へと発展させてゆく可能性が開かれる。

④生涯学習活動の推進

多様な芸術文化が集積することで、老若男女を問わずあらゆる世代の関心をひきつけることができる。また人に優しい建築とすることによって、高齢者や障害者、女性や子供が気軽に利用できる施設とすることができる。柔軟な空間計画によって、既製の芸術・文化のイメージに限定されない幅広い生涯学習活動に対応していくことができる。これらの相乗効果として、世代間の活発な交流や、各個人がそれまで興味をもっていなかった分野への関心を喚起することが期待できる。こうして幅の広いカレント教育や、ボランティアを初めとして積極的に社会活動を牽引していける人材の育成、他施設・他地域とのネットワークを通じての人的ネットワークの構築など生涯学習活動が促進される。

⑤都市的ランドマーク効果

高知市の都市部を形成する部分にあって、西の高知城に対応する東の当施設が、土佐マインドをはぐくむゾーン＝九反田の新しいランドマークとして、市民のシンボリック役割を果たし都市に文化の香りをもたらす効果が期待できる。

3. 施設建設予定敷地の概要

(以下は、項目名のみの記載)

(1) 建設予定地の都市計画における位置づけ

①都市計画における位置づけ

②敷地周辺の状況

(2) 敷地及び周辺の現況調査概要

①市営駐車場

②九反田ポンプ場

③都市計画緑地

④堀川

⑤菜園場橋

⑥菜園場橋からの南行き一方通行道路

⑦都市計画緑地西側の道路

⑧地盤の状況

⑨法的条件

(3) 敷地整備方針

①道路計画

②都市計画緑地の移転

③堀川の改修

④当施設に付随する広場の確保

4. 施設計画

(1) 施設の総合的イメージ

高知市及び九反田地区の活性化の核となるべく、新進・自由の気風をふまえた今までにない新しい施設とする。建築的には高知の風土を最大限に生かした市民が誇りに思えるものとし、高知独自の人と文化を育て、またそれによって育てられていく施設とする。また、九反田の港湾地区としての賑わいの再興をはかり、かつての「海運の拠点」から「市民文化交流の拠点」へと変貌させる施設とする。

(2) 施設の基本テーマ

(仮称) 市民総合文化プラザは、「市民のための文化創造・生涯学習の拠点」として、市民が自ら創作し、発表し、鑑賞するという一連の文化活動をより積極的に、連鎖的に行い、高知独自文化の創出とその発信を行うことを目的とする。また既存の市民文化活動に対しては地域におけるその受け皿として、ハード面でのバックアップ及びサポートを行うための機能の充実をはかる。具体的には以下のことを主な施設整備の基本テーマとして設定する。

①土佐マインドを育む文化・芸術・創造・自由の空間の複合化

②市民のための親しみやすさ、賑わいの生まれる施設

③人にやさしく使いやすい施設

④光・風・水・緑を生かした空間とランニングコストの低減化

⑤地域特性と先進性の表現を両立した、市民が誇りとする施設

⑥市民がつくる、市民のための施設

(3) 各施設の複合化

当施設は基本的には4つの独立した機能を持つ施設を立体的に複合するものとなり、単なる積み重ねだけでは施設利用の煩雑さや防災上の不都合をうむばかりでなく、特に文化的・創造的に有効な利用ができない計画となる。将来的な文化的発展の可能性を考え、施設への要求の変化に柔軟に対応できるように、基盤となる明快な構造体、幹線設備、道路や広場などの共有空間により、「施設内都市計画」を行う必要がある。

当計画では「ガレリア」という半屋外の吹抜空間を施設内の広場として位置づけ、総合エントランスである市民サロンを施設中央部（中間階）に設けてにぎわいの中心を作り、その周囲に各施設を配置することで、わかりやすく使いやすい施設計画を目指す。ガレリアを敷地外へと連続性を持たせて、周辺とのつながりを保ち、地域の活性化を図る。

施設構成としては、客動線・搬入動線を考慮して文化ホールを下階に配置し、横山隆一記念館を中間階に、そしてその上部に市民ギャラリーを配置する。高層部分は公民館とする。

(4) 各施設の計画

①文化ホール

コンセプト

客席と舞台の一体化を図り自由で新しい高知独自の舞台芸術の可能性を広げる。

施設の方針

- 演劇・オペラ・ミュージカル・伝統芸能など、多様な演目に対応できるホールとし、高知県民文化ホールとの機能的住み分けを行う。
- 市民が自ら演ずることに重点を置く参加型施設とする。
- 演劇の可能性、巾を広げることができるよう多様な「機能」を盛り込む。
- 地元の文化活動の拠点施設とする。
- 市民が練習できる施設とする。
- 単なる貸館にならないように、自主的企画事業も行う。
- 持続性のある市民イベント、啓蒙活動を行う。

施設内容・設備

- 客席は1,000席程度とする。
- 舞台と客席を接近させ、親近感を持たせる。
- 舞台は多様な演目に対応できる広さと袖舞台を確保する。
- 舞台機構は効果的な演出の可能な自由度の高いものとする。
- オーケストラピット（可動式）、花道（仮説式）、音響反射板を設置する。
- 多機能ホールに相応しい音響特性を実現する。
- 楽屋機能を充実させる。楽屋は舞台面と可能な限り同一レベルとする。
- 観客、演者を問わず弱者に対し配慮する。
- 十分なサービスヤードを確保する。
- リハーサル室を兼ねた単独利用の可能な小ホールを併設する。

②市民ギャラリー

コンセプト

作品と人との対話を演出し、創作の喜びを伝える。

施設の方針

- 市民のための展示空間とする。
- 市民が自ら創作し発表し鑑賞することに重点を置く参加型施設とする。
- 市の中心部における市民の芸術活動の拠点とする。
- 総合展を一度に開催できるスペースとする。
- 創作の自由度を高めるため、広く高い空間をつくる。

施設の内容・設備

- 展示面積は2,000㎡程度とする。
- 大展示室2室、小展示室2室及び吹抜の中規模展示室をつくり、室の広さにふさわしい天井高を確保する。
- 収蔵庫は最小限とし、寄贈品の収容等にとどめ、自ら作品収集は行わない。
- 各展示室には展示準備室を設ける。
- フロア分割をできるだけ避けるため、上層階に配置する。
- 搬入は大型リフト2機（原則専用）とし、大型展示物搬入用の設備を設ける。
- 展示備品倉庫、荷解室など十分なバックスペースを用意する。
- 創作室は公民館部分に統合し、機能の充実を図る。

③（仮称）横山隆一記念館

コンセプト

複合施設のシンボルとして、常時人を集めることのできるにぎわいのある施設とする。

施設の方針

- 文化功労者、高知市名誉市民である横山隆一氏の業績を顕彰する。
- 「まんがのふるさと」高知の核となる施設であると同時に、まんがを文化として全国に発信できる施設。
- 毎回新しい発見のある施設とする。
- 異世代間のコミュニケーションの輪と広げていくことのできる施設とする。
- 生涯学習、レクリエーションの場として魅了づくりを行う

施設の内容・設備

- 施設専有延べ面積は2,000㎡程度とする。
- もっとも人の集中する中間階に配置し、外部からもよく認識できるようにする。
- 横山隆一氏の作品、寄贈品を収蔵し、それを用いた常設展示、企画展示を行う。
- 漫画文化の収集、発信、研究のためのスペースを充実させる。
- 搬入室等は市民ギャラリーと兼用とする。

④公民館

コンセプト

生涯学習時代に入り、変化し続ける学習環境に柔軟に対応できる新しいスタイルの公民館。

施設の方針

- 市民の生涯学習の場所として、新しい時代の学習環境に対応した施設とする。
- 多様な交流、創造活動に対し、複合施設の「創造」機能をサポートできる施設とする。
- 市民が日常的に気軽に利用できる施設とする。
- 連鎖型の制作、研修等の文化活動の拠点とする。
- 高知市における生涯学習情報を収集し、いつでも引き出せる核施設とする。

施設の内容・設備

- 高層階に配置し、現中央公民館以上の規模を確保する。
- 市民の音楽、美術等の創作活動を支援する諸室をそれぞれホール、ギャラリーに近い部分に配置する。
- フレキシブルに利用できる講義室と、専用設備を持つ各研修室を充実させる。
- 市民の文化情報をいち早くキャッチし、さらに発信する情報拠点をつくる。

⑤その他付帯施設

a) 市民サロン

施設の方針

- 市民の憩いの場であるとともに、当複合施設のエントランスゾーン（玄関）として各施設動線の結節点の役割を果たす。

施設内容・設備

- 施設中央部分に配置し、(仮称)横山隆一記念館や市民ギャラリーのエントランスとする。
- 施設管理にあたる部署のうち、利用客と直接対応する部門を中心に配置する。
- 市民に対する情報発信スペース及び施設総合インフォメーションを設置する。
- 施設内各種イベントの「基地」として機能させる。

b) レストラン・喫茶

施設の方針

- 施設内の休息の場所として、また施設利用にともなう集い、交流の場所として設置する。

施設の内容・設備

- 眺望の良いところ、環境の良いところに配置し、アメニティーの高い空間とする。
- それ自体を芸術性の高い空間とするために、展示、ライブ上演などの機能を盛り込む。

c) 駐車場・駐輪場

施設の方針

- 現況の高知市駐車場公社運営の駐車場と同規模程度のものを施設内に設置する。

- 駐車場の利用計画・運営については基本設計以後の検討・協議による。
- 駐輪場については、広場などの公共空間に駐輪しないように十分配慮の上計画する。

施設内容

- 複合施設の地下に200台程度の駐車場を設置する。
- 身体障害者用駐車スペースを適宜設置する。
- 十分な収容能力を持つ駐車場を設置する。

(5) 都市景観

土佐マインドのまちづくりにおける文化ゾーンとしての拠点景観の創造を行う。高知市の新しいランドマークとして、また高知城と対応する市民のシンボルとして整備する。

(6) 地域景観

超高層住宅を含む周辺地域への景観的配慮と調和を図りながら、商業地域としての九反田地区の賑わいを高めるような計画とする。高層部分は隣接病院や住宅に対して最も影響の少ない配置とし、また、堀川については、当施設との関連づけを行う意味で広場と一体的に計画する。

(7) 設備計画

本計画における複合施設は、それぞれに特異な性質を持つと共に、各施設における特殊な空間性能は、高度な設備システムを要求する。本施設の利用者は不特定多数であり、施設の運営管理及び安全管理は大変複雑なものとなり、多大な経費を要する。これらの課題の解決は、設備計画においても最も重要な目標であり、その手段として、数々の省エネルギー手法や機器の導入はもちろんのこと、安全性、信頼性、維持管理に優れた、確実で経済性のある設備計画を行う。

設備機能の有機的連携によるインテリジェント化をはかり、昼光採光・自然換気など、自然エネルギーの有効利用を行うとともに、芸術・文化の情報ステーションとしての国内外の情報がいつでもすぐ手に入るマルチメディアの共有化を計画する。

(8) 構造計画

①安全性

阪神大震災の教訓を活かし、公共施設としてあるべき防災性能を持たせた耐震計画とする。

②合理性

用途の異なる複合化された各施設をバランスよく組み合わせ、それぞれの性能に見合った経済性の高い計画を行う。

③居住性

居住性の高い施設とするために床振動の制御、遮音性能に配慮した使いやすい構造計画とする。また、施設建設予定地の地盤性状は、比較的軟弱であり、大規模な計画施設に対応できる支持層までの杭基礎計画とする。

(9) 防災計画

施設相互のつながりを建築的に視覚化し、万一の災害時にも日常導線を避難に用いることで高い防災性能を持たせる。また、必要によってはその情報収集力を利用して台風、地震等の災害時の地域的防災拠点となることにも配慮する。

5. 事業化へ向けての方針

(1) 運営方針の検討

①公共文化施設の役割と運営の現状

自治体が運営する公共文化施設の主な役割は、地域文化の向上と住民の福祉の増進である。そしてその運営は、受益者負担の原則と利用機会均等性が基本となる。そのため、誰もが自由に利用できる料金体系の設定や、地域住民の自主活動を補償することが重要な要素となる。

しかし、近年、社会ニーズの多様化などに対応するために、これらの施設は大規模化、高度化する傾向にあり、その結果、運営費の増大を招いている。

またサービス面では、自治体の運営する公共施設は、利用規程の運用が柔軟性に欠けており、民間の類似施設に比べて施設利用時間や運営システムなどにおいて利用者の要望にこたえられないケースがある。さらには、意欲的な事業展開の障害となる場合もある。

②運営のありかた

文化施設は利用者とともに文化創造するものであり、利用者、市民の意見が反映できることが必要である。市民参加、利用者参加による施設運営は、利用者の増加、事業の成功、管理者への協力（ボランティア参加）等を通じて、文化施設を成功に導くための鍵である。名目だけの委員会ではなく、実際の利用者や文化活動の専門家の意見が具体的に施設経営に関与するものでなければならない

また文化施設運営においては、多様な状況変化への対応が要請され、内容的にも時間的にも特に組織の柔軟性が要求される。民間組織の柔軟さに学ぶところは大きい。

文化施設の運営が真に地域住民のものとなるためにもっとも重要なのは、たとえば昔の劇場街の劇場、芝居茶屋、劇場人のように、運営者、出演（出展）者、観客の関係が面的なネットワークをもつことが大切である。個性ある安定した運営は、これによって支えられるはずである。

運営費用面では、文化施設に限らず公共施設は一般的にほとんどの場合赤字であり、施設にかかる費用は市にとっても負担が大きい。一般に「文化」に対する経済的評価は難しく、収支を度外視しても意義あることが多く、公共があえて行う意味もそこにあるはずである。しかし民間施設が苦しいながらも何とか成り立っていることを見れば、当施設においても積極的な運営（経営）により、その赤字幅を縮小する努力が必要である。

③管理運営方式の形態

地方自治法により、「地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは、条例の定めるところにより、その管理を公共団体または公

共的団体に委託することができる（第244条の2、第3項）」とされている。

施設が行政財産の場合は、直営で行うか公共団体または公共的団体に委託することができ、普通財産の場合は、施設を貸し付けることができる。一般的には以下の通りである。

1. 地方自治体直営（行政財産）

自治体が直接運営するケースで、公共性は確保されるが、自治体の公共的条件による制約が多い。

2. 財団法人等への委託A（行政財産）

設置条例により設置された自治体の行政財産を委託する財源は、基本的に自治体の管理運営委託料でまかなう。

3. 財団法人等への委託B（行政財産）

使用・収益権を含む管理を委託し、その範囲内で運営する方式であり、包括的な各種契約と各種条件が必要となる。

4. 施設の財団法人への貸付（普通財産）

自治体施設を財団法人に無償または有償で貸与し、ある程度自由な経営を認める。貸付契約、財団法人の寄付行為などにより設置主体の意志を反映させる。

④運営方法と問題点

文化施設の運営には、上記のような設置者（自治体）自らが運営にあたる直接運営方式と、財団法人など別の組織が運営にあたる間接運営方式とがある。両社の利点と欠点は表に示すとおりである。

また、財団法人をつくる場合、関連文化施設共通の総合財団をつくる方法と一館一財団とする方法とがある。当施設のケースでは、例えば（仮称）高知市文化振興財団に全面運営委託するか、あるいは当施設内だけで4施設を含むことから、ここだけに限った財団の設置も検討すべきである。ただし、今回の施設の特異性を考慮しておく必要がある。つまり、ほぼ自主的運営によるものと考えられる（仮称）横山隆一記念館や、市民への貸館中心となるギャラリー、その中間的存在のホール、また市直営が前提となる公民館等が併存している状況である。このことは開館時間等の運営形態なども含めて重要な課題となるので、早急な検討を要する。

いずれにせよ、複合文化施設を総括的に管理運営するためには、各施設の特性を活かし、融合しながら、内外に向けてアピールする総合的事業展開が可能な体制づくりができるか否かが、事業の実現と成果に大きな影響を及ぼすことになる。

	直接運営方式	間接運営方式
利 点	<ul style="list-style-type: none"> ・設置自治体の意向にそう運営ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の独立性が強く、文化施設の特殊性に応じた勤務態勢をとることが可能 ・広く人材を求めうる ・広範な協力体制と思い切った経営が可能 ・民間のノウハウを効果的に取り入れることができる ・勤務態勢の弾力化が図りやすい ・営業日や営業時間の柔軟な対応が可能 ・利用者へのサービス向上とイメージアップ効果が期待できる ・高度な専門技術者・指導者の育成が可能
欠 点	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体組織の勤務制度と施設の特異性が矛盾する ・適切な人材を得にくい ・組織の独立性が弱く思い切った運営を行っていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事交流がしにくく組織硬直化の危険がある

⑤運営方針

1) 望ましい運営形式

複合文化施設の運営は、個々の施設の従来の運営システムを単に集めただけでは施設の複合効果を得ることはできない。複合施設を総合的に管理運営するためには、個々施設の特長と目的にあった運営方式と、それらを統合する機能的な運営体制を組む必要がある。

2) 管理運営業務の部分外部委託について

総合文化施設のような、大規模で多様な施設を管理運営する場合は、業務の効率化と経費の合理化を目的に、以下のような業務は外部専門業者に委託する傾向にある。

- ・ 各種設備機械操作及び保守点検業務
- ・ 警備業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽管理
- ・ 案内員・受付整理要員 ほか

さらに、最近では自主事業やホール事業の企画・運営などに専門の知識を必要とする

ことから、実績のあるプロデューサーを採用したり業務委託することで、予算の効率利用と事業の活性化を図っている文化ホールも現れている。有能なプロデューサーは基本構想に基づいた総括的な事業推進からマスコミのメディア対応まで、トータルプランニングを可能とする。

3) 市民文化評議会（仮称）設立についての提案

センターの運営や事業に市民の意見を反映できるように、地元の文化人や芸術家などから構成する評議会を組織することが考えられる。これは総合文化交流の拠点としてのステイタスを高めることにつながる。また、これと共に、市民の文化芸術育成と文化交流を目的とする会議を定期的を開催することで、市民文化の発展に寄与することができる。

(2) 事業費の検討

①事業費の内容…（各工事等の内容は、以下、項目のみの記載している。）

A. 工事費

1) 建設工事費

建築主体工事、電気設備工事、給排水衛生・ガス設備工事、空調設備工事、昇降機工事、客席固定椅子工事、警備設備工事、駐車場管制設備工事、解体撤去工事

2) 特殊設備費（文化ホール）

舞台機構設備費、舞台照明設備費、電気音響設備費

3) 外溝・植栽・景観整備費（敷地内）

4) 展示工事費

展示工事費（ハード）、展示工事費（ソフト）、展示設備費（照明・給排水等）

5) 映像・コミュニケーション費

B 用地費及び補償費

1) 用地費

2) 補償費

C 調査費

1) 測量・地質等調査費

2) 設計・監理費

建築設計・監理費、音響設計・監理コンサルタント費、外溝設計・監理費

3) 展示設計・監理費

4) 収蔵品等リスト作成費用

5) 各種調査費用

6) 特殊申請諸費用

構造評定申請費用、防災評定申請費用、38条認定申請費用、その他申請費用

D 事務費

1) 事務費

事務経費、各種イベント費用

2) システム構築費

3) 家具什器備品その他費用

共用部分（下記を除く部分）、ホール用、ギャラリー用、横山隆一記念館用、公民館用

4) 各種負担金

Eその他

1) 電波障害対策費

2) 近隣対策費

3) その他

別途（事業費外に算定するもの）

1) 敷地周辺整備費（撤去運搬含む）

道路整備工事費、緑地移転工事費、堀川周辺整備工事費、はりまや橋からのアプローチ整備工事、九反田公園周辺整備工事費、撤去・運搬・処分費

2) 敷地周辺整備設計費

3) 敷地周辺その他幹線設備整備費

4) テナント工事費（市承認工事）

②延べ床面積と工事費

複合する4施設は、文化施設として各々に重要な要素を持っており、機能上の「ゆとり」という面では非常に大きな床面積と高いグレードを必要とするものばかりである。当構想では、これらの施設の必要面積を駐車場も含めて約31,000～33,000㎡と設定する。

一般的には、建設工事費の中でも、ホール・劇場にかかる面積単価がもっとも高いとされているが、今回はギャラリー、（仮称）横山隆一記念館とともに施設に対する要望のグレードが高く、単価には大差ないものと考えられる。さらに、当施設のように立体的に施設を統合しているものは、構造上、または機能上（遮音、防振など）予期せぬコストがかかるおそれがある。

このような状況の中で建設工事費を抑えていくには、空間的な無駄を省き、特殊な設備を減らして合理化を図るとともに、容積（床面積）自体を下げる方策を採らざるを得ない。

(3) 今後のスケジュール

①整備方針と事業のすすめかた

施設建設事業は、多機能の複合施設であることと、事業が長期に及ぶことから、仕様及び機能の見直しに対しては柔軟に対応する必要とする。

周辺整備事業は施設建設事業と別途に進めるが、周辺整備方針として一貫した流れの中で行う必要があるため、施設建設事業側が主導して方針を提示するものとする。

また、関係各課との綿密な調整、周辺整備との調整が必要である。

②事業スケジュール

6. 基本構想実現に伴う課題等

(1) 施設計画について

①延べ床面積と工事費

延べ床面積については、今後の設計を進める中で一般的には増加していく傾向になるが、工事費を抑えるためには全体のバランスの中での整合性をふまえながら、スペースの優先順位を決めつつ設定していく必要がある。また工事費については今後の工事単価の変動に対応しながら、延べ床面積とリンクさせて建物仕様・グレードを決めていく必要がある。

②搬出入設備

次のような大きく搬出入形態の異なる部分に分かれると考えられるが、利用形態と管理形態をふまえた検討の必要がある。

1. 文化ホールの搬出入
2. ギャラリー及び（仮称）横山隆一記念館の搬出入

③遮音対策

この施設は、大きく分けて4つの部門（文化ホール、ギャラリー、（仮称）横山隆一記念館、公民館）からなり、それぞれが独立して使用されたり、時には互いにそれぞれの空間を融通しあって、空間を上手に使い分けることができる複合建築物である。

従ってこの建物は、使用される状況によって、全体の大きな空間の中で、各部門が上下に重なったり隣接したり、複雑に組み込まれて利用される事になる。このことを遮音の面から見ると、次の項目に配慮する必要がある。

- ・ 各部門（文化ホール、市民ギャラリー、（仮称）横山隆一記念館、公民館）間に音の緩衝帯（倉庫、便所等）を設ける
- ・ 騒音源となる空間（駐車場、機械室等）と静かな環境を必要とする空間をできる限り離して配置する
- ・ 共用空間となるガレリア、ホワイエ、廊下等を経由して伝わる騒音に配慮する
- ・ 本施設、特に文化ホール部分から発生する音が、隣接する病院への影響を防ぐ
- ・ 外部からの緊急自動車のサイレン等の騒音に対する遮音に配慮する

④周辺環境への配慮

1. 日照条件

周辺は商業地域であり特に規制はないが、原則的に4時間日照を確保するような計画とすることが望ましい。

2. 電波障害

既存超高層住宅と建設中の超高層ホテルによって近隣の対策工事がなされているため、加えて大きな障害を発生させることは少ないと考えられる。

⑤駐車場・駐輪場について

1. 駐車場

施設利用者の駐車場利用を考慮すれば、現在の設定台数の再検討は必要であるが、容積率の問題(*)から敷地内では約200台(約7,000㎡)が限界といえる。敷地外では、西側道路、堀川及び九反田公園の、それぞれ地下を利用することが考えられるが、現段階では施工上の問題(各インフラとの調整が難しいこと)、工費の問題(地下式の場合コストがかかりすぎること)、スペースの問題(自走式とするための斜路スペースがとりにくいこと)などから、実行に移せる可能性は低い。

尚、敷地内においても、限られたスペースで所定の収容能力を確保するため、斜路の位置等、平面計画に工夫を要する。また、利用計画及び運営についても検討・協議が必要である。

(*)容積率の問題・・・敷地面積7,000㎡の場合、建築基準法上、許容延べ面積(容積)は28,000㎡となる。駐車場面積は延べ面積の1/5までは容積対象とはならないため、他の施設に面積的に影響を与えないためには駐車場は7,000㎡以下とすることが望ましい。

(*)周辺駐車場の問題・・・本基本構想に関連して、九反田周辺地区全体の駐車場計画については、別途検討する必要がある。

2. 駐輪場

広場などの公共空間に駐輪されることのないように、以下の点に留意して計画するが、敷地面積の制約が厳しいため、平面計画に工夫を要する。また、美観にも配慮する必要がある。

- 十分な収容能力を確保する
(駐輪場設置条例では、延べ面積32,000㎡の場合、375台必要となる)
- わかりやすく、特に利用しやすい場所に配置する

3. バス駐車場

観光バスによる本施設の利用が考えられるため、そのための駐車場が必要になる可能性がある。従って、周辺の観光資源との関係を含め、利用形態と利用台数の予測が必要である。一方、敷地及び周辺の面積的制約が厳しいため、九反田地区全体の整備の中での解決を模索する必要がある。

(2) 敷地周辺整備について

①道路整備について

敷地北の電车道(国道55号線)まで都市計画道「はりまや橋一宮線」(27m)が拡幅される。これに伴い施設への動線を考え、堀川の四つ橋部分に床版をかけ、敷地西側に22m道路

を確保する。菜園場橋からの南行き道路は廃止する。道路形状の変更については、周辺道路の交通調査をもとに、道路担当課を始め、関係各課及び都市計画審議会の協議、都市計画決定が必要となる。その前提として、当施設来館者、駐車場利用者等の予測を行う。

②上下水道・電気・ガスなど

幡多倉橋左右岸の上水道管の移設は必要。下水道は、ポンプ場等の地上施設については取り壊し、地下の埋設管については移設する。電気引込については、床面積の有効利用とインシヤル・ランニングコストを考慮して特別高圧受電(*)を回避する方向としたい（現状ではどちらとも言えない）。ガスは、今のところ近辺に布設されてはおらず、当計画内容によって新たな管（中圧管）の布設を行う。ポンプ場の槽部分については移設や解体は不可能とのことであるが、これについては調査、検討を行う。特高受電の回避については、運営方法を工夫することによってピークカットを図る必要がある。また通常受電の場合でも、周辺環境を考慮して地下埋設などの対応を行っていかなければならない。

(*)特別高圧受電：2000KW以上の契約電力による受電。受電設備コストが大幅に増大する。

③周辺に与える影響など

日照条件については、周辺は商業地域とはいえ原則的に4時間日照を確保するような計画としたい。また、電波障害については、既存超高層住宅と建設中の超高層ホテルによって、近隣の対策工事がなされているため、加えて大きな障害を発生させることは少ないと考えられる。

④その他周辺地区の状況

a. 歩道橋

あまり利用されていない歩道橋であるが、九反田の文化施設の導入部分としては重要な位置を占める。

b. 高知西部の南側通り

高知西部の裏の通りの計画が市街地総合再生事業報告書に記載されている。九反田地区と市中心部のつながりを考える上でのポイントになる。

c. 堀川周辺整備

d. 土佐橋から当敷地へのアプローチ

e. バス駐車場

7. 実現へむけて

(1) 施設計画について

・4つの部門（文化ホール・市民ギャラリー・（仮称）横山隆一記念館・公民館）の独自性を確保しつつ複合のメリットを最大限にいかすこと。

- ・各施設のフレキシビリティを最大限にいかす構造システムとすること。
- ・施設全体をまとまりのある象徴的な表現を持つものとすると同時に、各施設の独自の顔を表現すること。
- ・外部周りは周辺設備と一体化させることを常に意識しながら、堀川も敷地の一部として取り込んだような表現にすること。

(2) 管理運営計画について

- ・施設のソフト、使われ方、運営方法等は施設計画をおこなう上で大きな条件となるため、施設計画と同時に管理運営計画を進めていくことが重要である。

(3) 利用者のニーズについて

- ・各施設の利用者の個々の要望を最大限満足させることに努めつつ、常に全体計画とのバランスの中で柔軟に対応していく。

(4) 敷地周辺の整備について

- ・施設のみならず敷地周辺が、九反田地区全体、および高知市全体の位置づけの中でとらえられ、関係部局の協調の下に整備されていくことが必要である。

市民のための施設である本施設の実現に向けての望ましい姿は、市民が求めるものを作り上げだという市民の共通意識が生まれるような進め方である。このためには何よりも関係者の協力とそれぞれの能力が最大限に生かされるような推進体制が必要である。